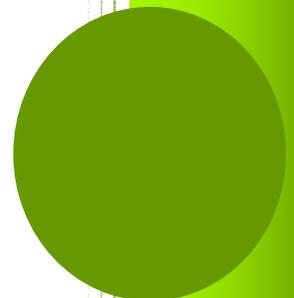


環境白書

平成 24 年版



大分市



表紙のポスターは、平成 23 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された
森菜摘さん（明野中学校）の作品です。

はじめに

私たちの暮らす大分市は、緑あふれる自然に囲まれた豊かな環境を保っており、この自然環境を将来の世代に継承していかなくてはなりません。

このような中、本市では「大分市環境基本計画」（平成20年3月策定）に「心の豊かさをはぐくみ 環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」を望ましい環境像として掲げ、市民、事業者と市が共通の認識のもと、協働して環境問題に取り組んでいます。

しかし、今日、温暖化の進行に伴う異常気象の発生をはじめ、様々な環境問題が顕在化してきており、地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す上から、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の効率的な利用や、太陽光などの再生可能エネルギーの利用が求められています。行政はもちろんのこと、事業者や市民の皆様一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境に負荷をかけないようなライフスタイルへと転換していくことが何よりも重要です。

このたび、平成23年度における本市の環境の現状と主要な取り組みを取りまとめた「平成24年版 環境白書」を作成いたしましたので、是非、多くの市民・事業者の皆様にご活用いただくとともに、本市の環境行政の推進にさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年10月

大分市長 釘宮 磐



環境保全宣言決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生けとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇など自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人間の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていかなければならない。

そのため、健全な自然環境が、人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー消費社会を見直し、次世代はもとより後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざすものである。

よって我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成4年12月21日 大分市議会

目次

第1部

大分市の概況と環境行政

第1章 大分市の概況	
大分市の概況	3
第2章 大分市の環境行政	
第1節 総合的な環境保全	5
(1) 大分市環境基本条例	5
(2) 大分市環境基本計画	6
(3) 環境保全資金融資制度	7
第2節 総合的な公害防止	8
(1) 公害防止協定	8
(2) 工場における公害防止組織の整備	9
(3) 公害苦情	10

第2部

望ましい環境像の達成に向けた取組

第1章 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります	
第1節 豊かな自然や生き物を大切にします	15
施策1 多様で貴重な自然の保全	15
(1) 自然環境調査	15
(2) 大分市名木の指定	16
(3) 郷土の緑保全地区の指定	16
施策2 環境と調和した農業の推進	16
(1) 資源循環型農業推進事業	16
(2) 大分市エコ・アグリ推進支援事業	16
(3) 農地・水・環境保全向上対策	16
第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます	17
施策1 自然に親しむ場所・施設の確保と充実	17
(1) 都市・農村交流活動支援事業	17
(2) まるごと田舎暮らし協働体験事業	18

(3) 市民農園開設等支援事業	18
(4) 「農」のある暮らし支援事業	18
施策2 レクリエーション・学習の場の確保と活用	19
(1) 身近な自然観察会	19
(2) OITA 自然観察ガイド	19
(3) 環境ポスター展	20

第2章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます	22
施策1 緑の空間の確保	22
(1) 生き粹大分街かど空間奨励事業	22
施策2 緑の質の向上	22
(1) 街路樹管理	22
施策3 緑の啓発の推進	23
(1) ボランティア団体育成	23
第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます	24
施策1 水辺の保全	24
(1) 水辺の生態系状況調査	24
(2) 住吉川ホタル飛翔調査	24
施策2 水辺に親しむ場所の創造	25
(1) 西大分ウォーターフロント開発	25
第3節 個性あるまちなみ景観をつくります	26
施策1 都市景観形成の推進	26
(1) 大分市景観条例	26
施策2 まちの美化対策の推進	26
(1) 大分市環境美化に関する条例	26
(2) 不法投棄防止対策	26
(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	27
(4) ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止条例	28
第4節 歴史・文化を大切にします	29
施策1 文化財の保護・保存・活用	29
(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用	29
(2) 文化財愛護活動の支援	29
(3) 大友氏遺跡事業	29
(4) 横尾遺跡保存整備事業	29
施策2 文化財の調査の推進	30
(1) 文化財調査事業	30
(2) 伝統文化調査事業	30

第3章 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

第1節 良好な大気環境を維持します	32
施策1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進	32

(1) 大気汚染監視測定事業	32
(2) 工場・事業場への対応	37
施策2 自動車交通対策の推進	40
(1) 自動車交通公害	40
(2) 低公害車の導入	42
施策3 悪臭対策の推進	43
(1) 悪臭防止対策	43
第2節 良好な水環境を維持します	45
施策1 工場・事業場排水対策の推進	45
(1) 環境測定	45
(2) 工場・事業場への対応	49
施策2 生活排水対策の推進	50
(1) 生活排水処理施設の整備	50
(2) 住吉川浄化対策推進事業	51
(3) 生活排水対策に係る啓発事業	51
施策3 地下水・土壌汚染対策の推進	52
(1) 地下水質の状況	52
(2) 土壌汚染対策	52
第3節 騒音・振動を防止します	53
施策1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	53
(1) 環境測定	53
(2) 工場・事業場等の指導・監視	54
(3) 特定建設作業の指導・監視	55
(4) 公害防止協定締結企業の周辺における深夜騒音調査	55
施策2 近隣騒音対策の推進	56
(1) 近隣騒音対策	56
(2) 拡声器・深夜営業	56
第4節 害虫駆除及び空き地の適正管理	57
施策1 害虫駆除	57
施策2 空き地の適正管理	57

第4章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に

取り組めます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます	59
施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進	59
(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	59
(2) 一般廃棄物処理基本計画	59
(3) 生ごみの減量化	60
(4) ごみ減量推進事業所の指定	61
(5) エコショップ認定	61
(6) 多量排出事業者に対する指導	62
(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	62

施策2	リサイクルの推進	63
(1)	有価物集団回収運動促進事業	63
(2)	剪定枝等のリサイクル	63
(3)	資源物の分別回収	63
(4)	牛乳パック回収事業	64
施策3	産業廃棄物適正処理の監視	65
(1)	立入調査	65
(2)	不法投棄パトロール	65
(3)	処理施設の円滑な設置と適正な配置	65
第2節	水・エネルギーの有効利用を進めます	66
施策1	水の効率的な利用促進	66
(1)	雨水貯留施設設置補助	66
施策2	消費生活における省エネルギーの促進	67
(1)	リフォーム教室・リフォーム作品展	67
(2)	市民エコ・ライフ運動	67
施策3	新エネルギー導入の促進	67
(1)	ごみ焼却余熱利用発電	67
第3節	地球環境に配慮した取組を進めます	68
施策1	地球温暖化対策の推進	68
(1)	大分市地球温暖化対策実行計画	69
(2)	エコエネルギー導入促進事業	72
(3)	温室効果ガス削減推進事業	72
(4)	環境にやさしい自動車導入推進事業	74
施策2	オゾン層保護の推進	75
(1)	オゾン層保護対策	75
施策3	酸性雨対策の推進	75
(1)	酸性雨対策	75

第5章 環境の保全と創造に協働して取り組みます

第1節	教育・学習を進めます	77
施策1	環境情報の整備と活用	77
(1)	ごみ減量・リサイクル懇談会等での啓発活動	77
(2)	イベントによる普及・啓発活動	77
(3)	大分エコライフプラザ	78
施策2	学校・地域における環境教育・学習の推進	79
(1)	環境月間行事	79
(2)	学習会・講演会	80
(3)	環境教育副読本	80
(4)	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進	81
施策3	地産地消と食育の推進	82
(1)	エコ・クッキング講習会	82

第2節	協働の体制づくりを進めます	83
施策1	人材の発掘、育成とネットワーク化	83
(1)	地球温暖化対策おおいた市民会議	83
(2)	おおいた市民環境大学	83
施策2	市民、事業者の環境保全行動の促進	84
(1)	こどもエコクラブ	84
(2)	きれいにしょうえおおいた推進事業	84

第3部

戦略プロジェクトの推進

第1節	地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト	87
(1)	地球温暖化対策おおいた市民会議の活動	87
(2)	大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）	88
(3)	家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）	88
(4)	エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）	88
(5)	エコ交通の推進（市民、事業者、行政）	88
(6)	誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）	88
第2節	4Rの推進プロジェクト	90
(1)	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	90
(2)	拒否（リフューズ）	90
(3)	発生抑制（リデュース）	91
(4)	再使用（リユース）	91
(5)	再生利用（リサイクル）	91
第3節	里地里山保全プロジェクト	93
(1)	里地里山環境への取組	93
(2)	里地里山の保全・再生への体制づくり	94
(3)	普及啓発・情報発信の推進	94
第4節	推進ネットワーク構築プロジェクト	96
(1)	環境保全活動組織の形成・ネットワーク化	96
(2)	戦略プロジェクトの推進	96
(3)	人材の育成・発掘・活用	96



第 1 部

大分市の概況と環境行政

上記のポスターは、平成 23 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された細溝かすみさん（荏隈小学校）の作品です。

第 1 章

大分市の概況

1. 位置及び地勢
2. 気候
3. 沿革
4. 人口及び世帯数



大分市の概況

1. 位置及び地勢

大分市は九州の東端、大分県のほぼ中央にあつて、北は瀬戸内海の別府湾に、東は豊予海峡に面しています。本市の地勢は、ニホンザルの生息地(国指定の天然記念物)で有名な高崎山をはじめ、^{よろいがだけ}鑑ヶ岳、^{もみのきやま}樫木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっており、またその変化に富んだ海岸線は全国的にも数少ないウミネコの営巣地である沖合いの高島とともに自然公園区域に指定されています。

市域は、東西 50.8km、南北 24.4km、面積 501.28 km² (平成 23 年 1 月 1 日現在) です。

2. 気候

気候は、温暖少雨を特色とする瀬戸内式気候で、年平均気温は 16～17℃、年間降水量は 1,600～1,700 mm です。

3. 沿革

戦国時代、大分は府内と呼ばれ、南蛮貿易で西洋文化が華開き、東九州の一大拠点として地理的にも歴史的にも重要な役割を果たしてきました。

明治 4 年廃藩置県により大分県の県都として行政の中心地となり、明治 44 年市政が施行されました。昭和 38 年、6 市町村が合併し、新大分市が発足し、昭和 39 年 1 月に新産業都市の指定を受け、鉄と石油を基幹とする大分臨海工業地帯の建設を軸に、商工業都市として大きく発展してきました。平成 9 年 4 月、中核市に移行し、平成 17 年 1 月 1 日には隣接する佐賀関町、野津原町と合併し、両町の歴史や文化、豊かな自然を貴重な財産として大切に受け継ぐことにより、さらに魅力の増した九州の中核都市として、新たな未来へ向けた歩みを続けています。

平成 23 年 4 月には「市制施行 100 周年」を迎え、ますますの飛躍が期待されているところです。

4. 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 38 年の合併時は 22 万人でしたが、平成 17 年の国勢調査では 2.1 倍の 46 万人になっています。これは、新産業都市の進捗に伴い、昭和 45 年から 6 年間にわたって、毎年 1 万人以上の人口増加が続いたためです。平成 24 年 3 月末現在の住民登録人口は、475,257 人となっています。

第 2 章

大分市の環境行政

第 1 節 総合的な環境保全

- (1) 大分市環境基本条例
- (2) 大分市環境基本計画
- (3) 環境保全資金融資制度

第 2 節 総合的な公害防止

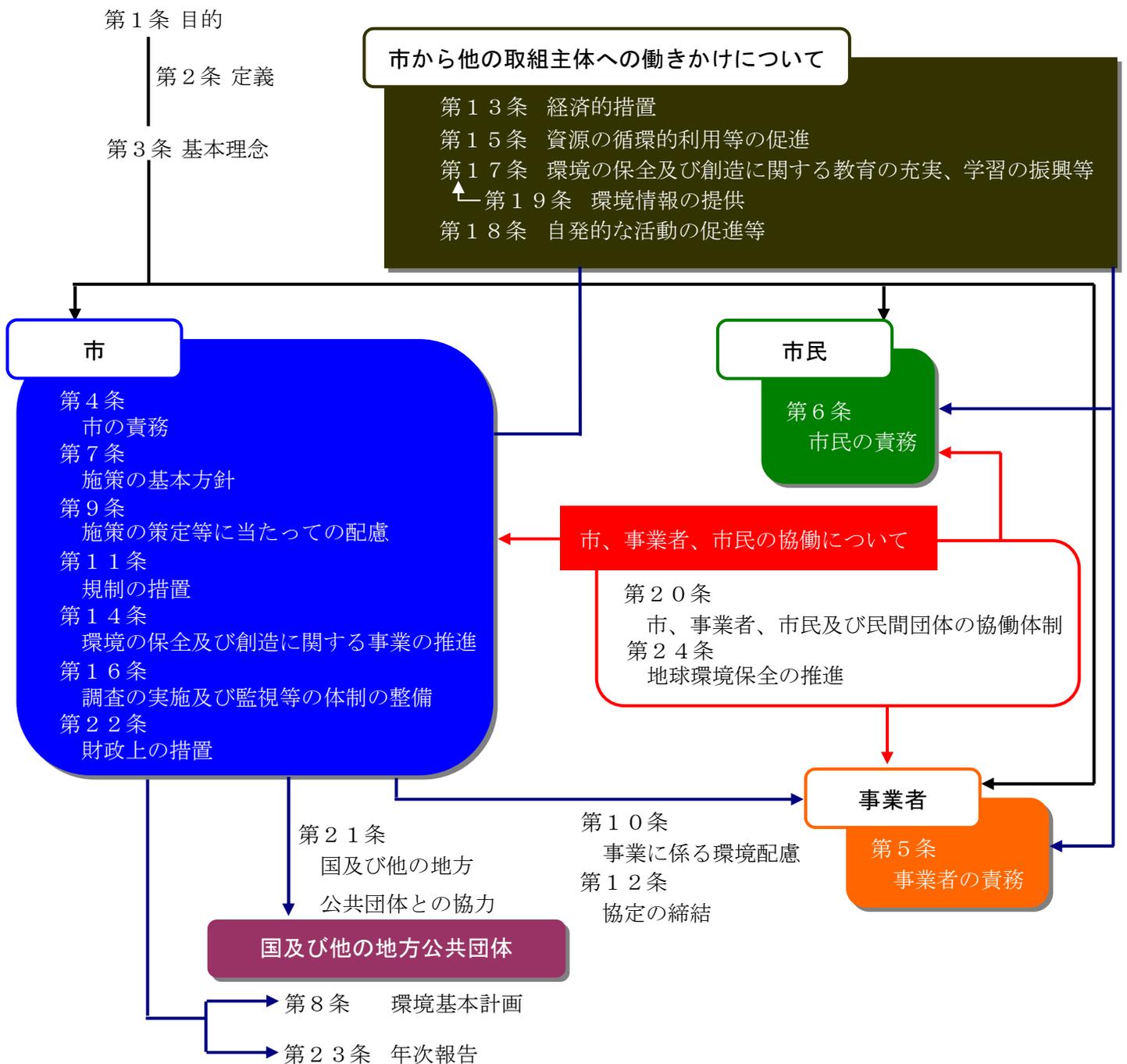
- (1) 公害防止協定
- (2) 工場における公害防止組織の整備
- (3) 公害苦情

第1節 総合的な環境保全

(1) 大分市環境基本条例

本市では、環境問題の解決を図り、人と自然が共生する環境の負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の共通理念のもと、市、事業者、市民が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、計画的に進めていくための指針となる大分市環境基本条例を平成18年12月に制定しました。条例の体系図は以下のとおりです。

大分市環境基本条例の体系図



(2) 大分市環境基本計画

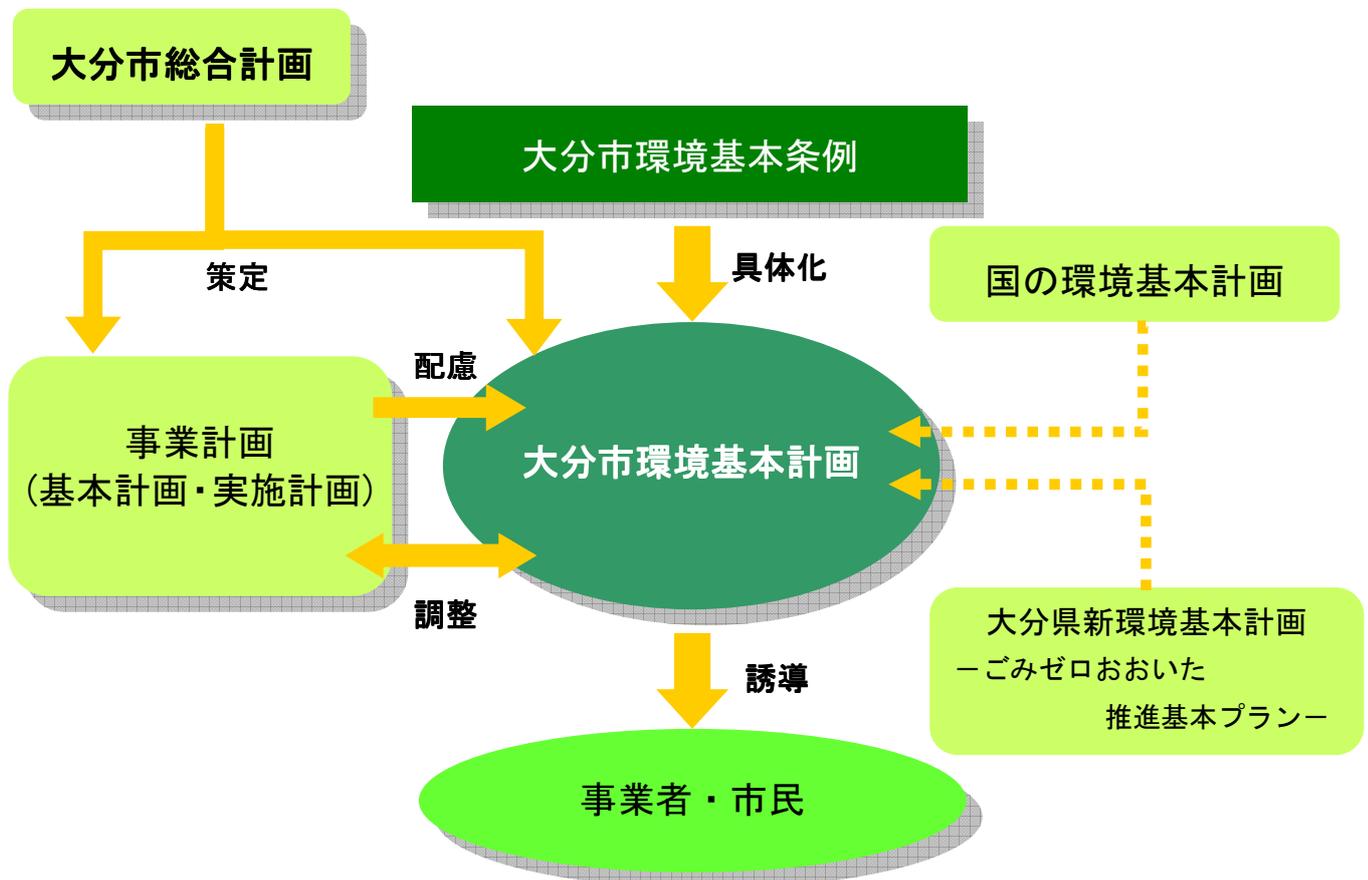
本市では、平成12年3月に「大分市環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきましたが、計画策定後10年余りが経過し、その間、地球温暖化問題に対する京都議定書の発効、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の制定、持続可能な社会構築の為の環境保全・環境教育推進法の制定、国や大分県による環境基本計画の改定など、環境問題に対する取組の進展が図られてきました。

また、本市においても、平成17年1月の合併による市域の拡大、新大分市総合計画の策定、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定など、環境行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、本市の環境の保全と創造に関する施策の理念や基本的な考え方などを示した「大分市環境基本条例」を平成18年12月に制定したことから、この条例の理念に沿うように、環境の保全と創造に向け、市、事業者、市民の果たすべき役割を定め、それぞれが主体的にまた協働して取り組むため、従来の計画を平成20年3月に改定しました。計画の期間は平成20年から平成28年までとしています。

なお、平成23年度の事業・制度の実施状況は資料編P11 資2-1のとおりです。

望ましい環境像

「心の豊かさをはぐくみ
環境と調和する質の高い社会をめざす都市 おおいた」



(3) 環境保全資金融資制度

1. 制度の概要

環境保全施設の設置及び改善又は移転に必要な資金を中小企業者等に融資するため、昭和46年9月から設置された公害防止資金制度を見直し、平成12年1月1日から環境保全のための融資制度を設置しました。制度の概要は次のとおりです。

- ① 借入限度額 1,000万円以内
- ② 借入利率 年2.0%
- ③ 信用保証料 年0.45%~1.9% (市が全額補給)
- ④ 担保・保証人 担保は必要に応じて徴する
連帯保証人は不要 (ただし、法人の場合は代表者を連帯保証人とする)
- ⑤ 返済方法 元金均等月賦償還
(1年以内据置可能、10年以内償還)
- ⑥ 受付窓口 商工農政部商工労政課

2. 融資状況

年度	融資件数	環境保全施設等 (公害防止施設)					融資金額 (千円)
		大気	水質	騒音	産業廃棄物	その他	
H 6	1	0	0	1	—	—	10,000
7	0	0	0	0	—	—	0
8	0	0	0	0	—	—	0
9	0	0	0	0	—	—	0
10	0	0	0	0	—	—	0
11	1	0	0	0	1	—	7,000
12	3	0	1	0	1	1	20,500
13	2	0	0	0	2	0	20,000
14	2	0	0	1	1	0	16,000
15	1	0	0	0	1	0	2,000
16	7	1	0	0	1	5	4,240
17	2	1	0	0	1	0	20,000
18	0	0	0	0	0	0	0
19	2	0	0	0	2	0	14,000
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	2	1	2	10	6	113,740



第2節 総合的な公害防止

(1) 公害防止協定

1. 公害防止協定の締結状況

本市の環境の悪化を未然に防止し、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業14社1グループと公害防止協定等を締結しています。

公害防止協定等の締結状況

企業名	締結年月日	地方公共団体
昭和電工グループ	昭和 43. 5. 25 覚書締結 " 49. 12. 16 協定 " 平成 20. 9. 25 細目改定	市・県
NSスチレンモノマー (株)	昭和 43. 12. 20 覚書締結 平成 元. 3. 14 協定 " " 元. 3. 14 細目改定 " 23. 8. 1 協定の地位の承継 (新日鐵化学 (株))	市・県
九州電力 (株)	昭和 44. 3. 4 覚書締結 " 58. 9. 16 協定 " 平成 7. 7. 31 細目改定	市・県
JX日鉱日石エネルギー (株)	昭和 44. 3. 12 覚書締結 " 49. 6. 24 協定 " 平成 16. 3. 8 細目改定 " 20. 10. 1 協定の地位の承継 (九州石油 (株)) " 22. 7. 1 " (新日本石油精製 (株))	市・県
新日本製鐵 (株)	昭和 44. 12. 5 覚書締結 " 48. 10. 23 協定 " 平成 20. 3. 25 細目改定	市・県
(株) 東芝	昭和 45. 1. 21 覚書締結 " 58. 4. 30 協定 " 平成 15. 6. 2 細目改定	市
王子板紙 (株)	昭和 45. 2. 17 覚書締結 " 62. 10. 1 協定の地位の承継 (鶴崎パルプ (株)) " 63. 3. 10 協定締結 平成 8. 10. 1 協定の地位の承継 (本州製紙 (株)) " 14. 10. 1 " (王子製紙 (株)) " 14. 11. 29 細目改定	市・県
TOTO (株)	昭和 45. 3. 17 覚書締結 " 63. 3. 1 協定 " 平成 9. 7. 10 細目改定 " 19. 5. 15 商号の変更 (東陶機器 (株))	市
住友化学 (株)	昭和 48. 3. 31 協定締結 " 51. 2. 3 協定、細目改定 平成 16. 10. 1 商号の変更 (住友化学工業 (株)) " 20. 9. 25 細目改定	市・県
三井造船 (株)	昭和 55. 10. 23 協定締結	市・県
大分液化ガス共同備蓄 (株)	昭和 60. 4. 26 協定締結	市
大分キャノン (株)	平成 16. 3. 30 協定、細目締結	市
大分キャノンマテリアル (株)	平成 18. 2. 16 協定、細目締結	市
パンパシフィックカッパー (株)	昭和 45. 5. 14 覚書締結 平成 元. 3. 13 協定 " (日本鉱業 (株)) " 8. 6. 7 細目改定 " 18. 4. 1 協定の地位の承継 (日鉱金属 (株)) " 22. 4. 1 " (日鉱精錬 (株))	市・県
※ 南日本造船 (株)	平成 19. 3. 12 協定、細目締結	市

※は環境保全協定

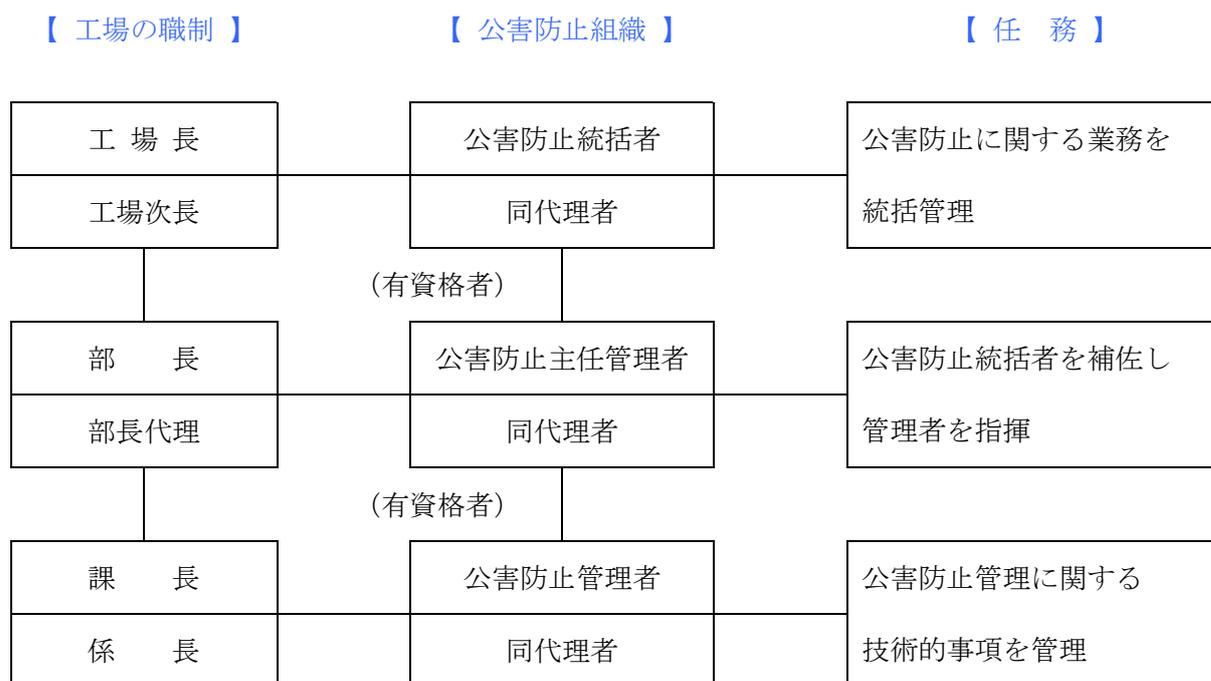
(2) 工場における公害防止組織の整備

工場における産業公害の発生を防止するため昭和46年6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されました。これにより、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられました。

本市の特定工場における公害防止統括者等選任状況は、平成23年度末では選任特定工場数53に対し、公害防止統括者46人、主任管理者11人、管理者100人となっています。(資料編P20資4-2参照)

なお、有資格者がいないことなどにより公害防止管理者等を選任していない特定工場に対しては、国家試験または資格認定講習等によって資格を取得したうえ選任するよう指導を行っています。

公害防止組織の例



- ※ 1. 常時使用する従業員数が20人以下の特定工場では、公害防止統括者は不要です。
2. 公害防止主任管理者は、一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。

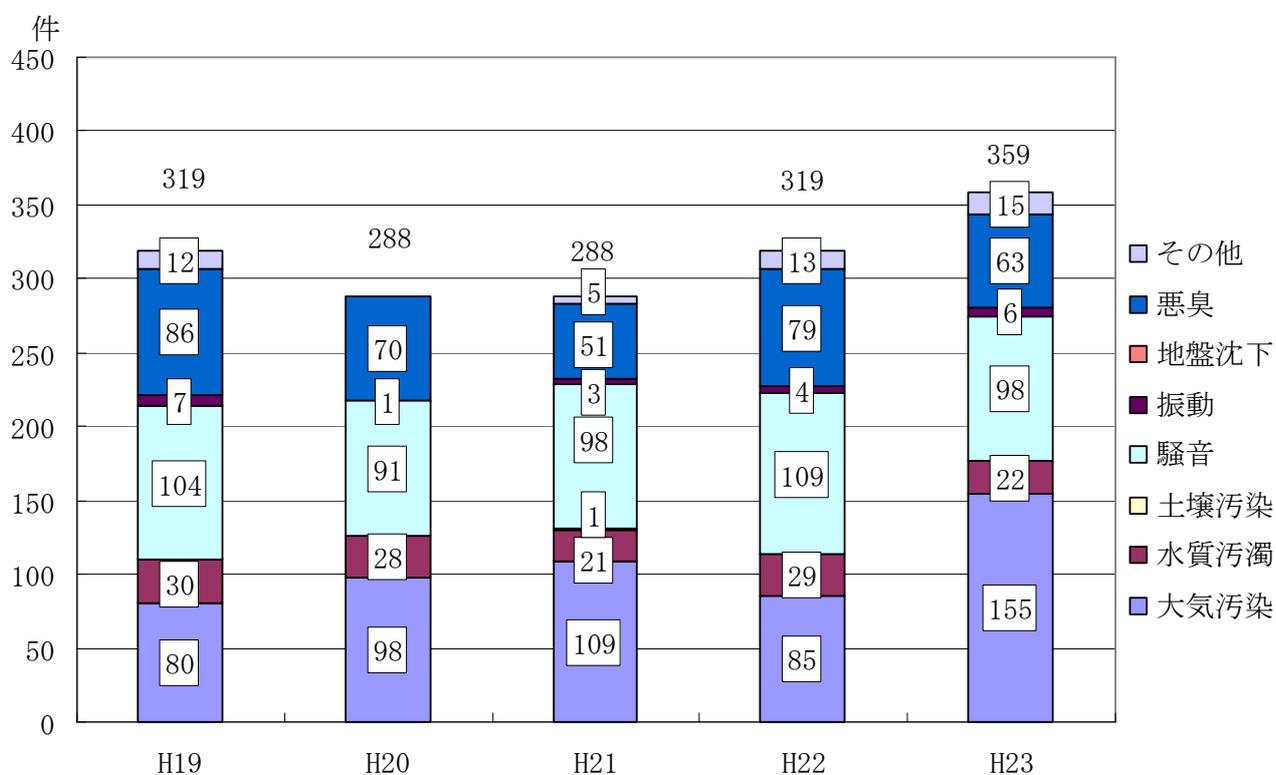
(3) 公害苦情

■公害苦情の概況

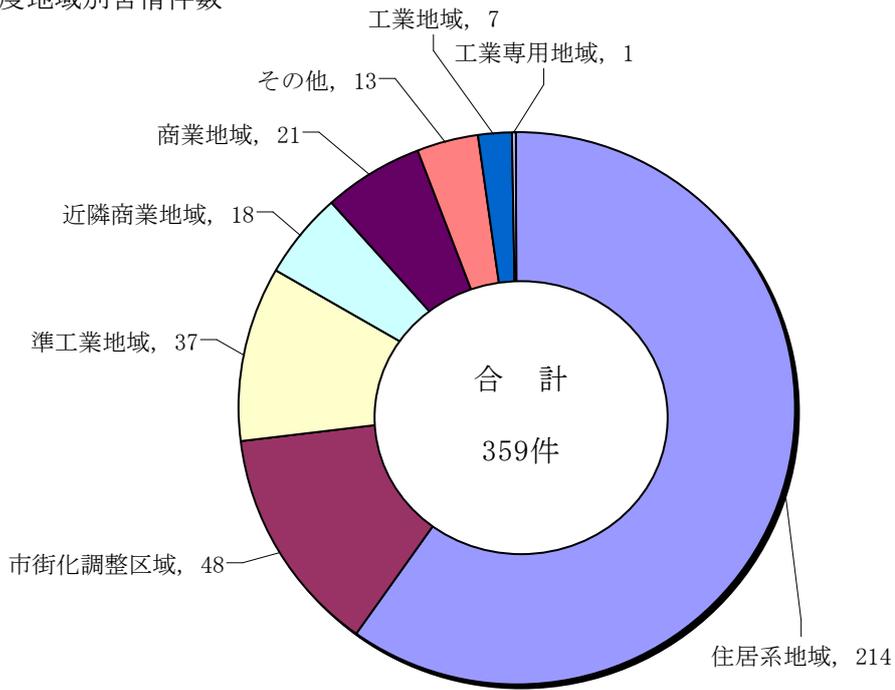
平成 23 年度における公害苦情の受理件数は、359 件となっています。

種類別に見ると、大気汚染に係る苦情が 155 件で最も多く、次いで騒音、悪臭となっています。苦情の発生源を地域別に見ると住居系地域での苦情が最も多く、業種別に見ると、会社・事業所以外（主に家庭生活）、建設業、サービス業、製造業の順になっています。（資料編 P17 資 3-1～P18 資 3-3 参照）

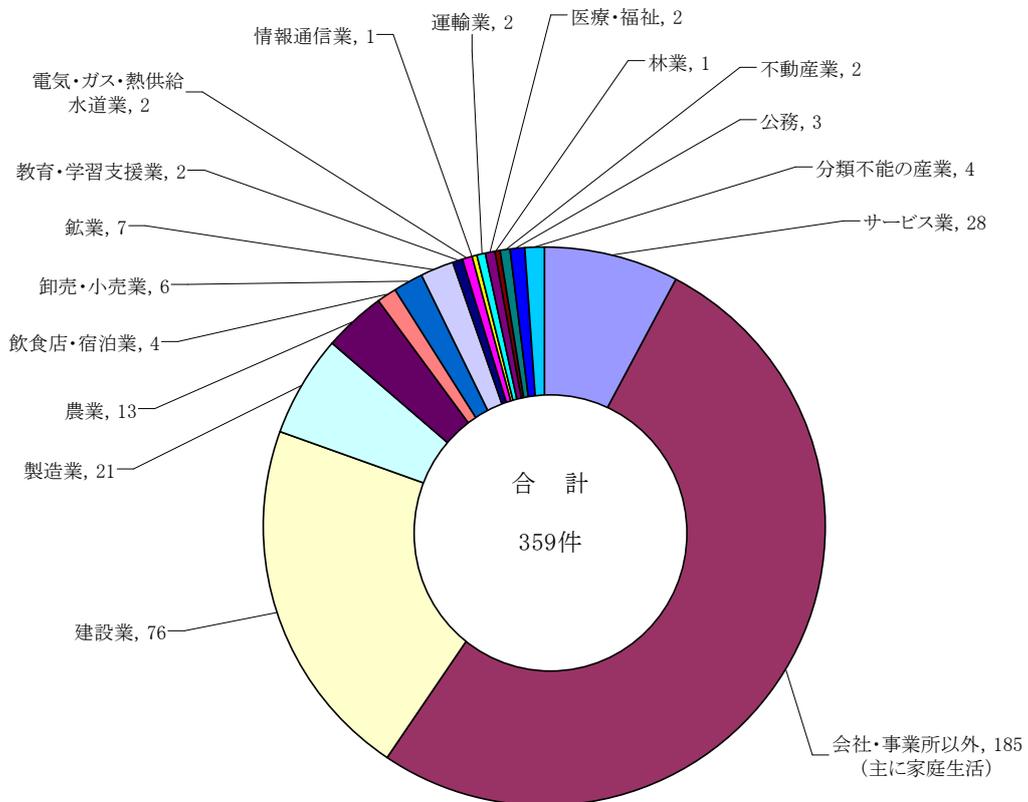
公害苦情の受理件数の推移



平成 23 年度地域別苦情件数



平成 23 年度業種別苦情件数



■公害苦情の現況と対策

大気汚染

苦情件数は155件で、前年度と比較すると70件増加しています。苦情の内容をみると、主な原因として焼却行為があります。その他に、産業用機械のばいじん等に起因する苦情、工事・建設作業の粉じん等に起因する苦情などがあります。

発生源別にみると、家庭生活、建設業からのものが多くなっています。

家庭生活に起因する焼却の苦情については、個別の処理に加えて自治会で啓発チラシを回覧する等の広報活動を行いました。

水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は22件で、前年度と比較すると7件減少しています。苦情の内容をみると、生活排水や小規模事業場の排水に起因する水路や河川の汚濁や悪臭、油の流出に関する苦情となっています。これらの発生源に対しては、適切な排水処理を行なうよう助言や改善の指導を行いました。

騒音・振動

苦情件数は104件で、前年度と比較すると9件減少しています。

発生源別にみると、工場・事業場の40件、建設作業の39件が主であり、全体の76%を占めています。また、近隣騒音苦情が9件、自動車交通騒音・振動苦情が4件、その他が12件でした。

工場・事業場に起因する騒音・振動苦情については、立入検査を行い指導しました。

特定建設作業については、届出時に工法や使用機種等について指導を行ないました。

また、近隣騒音苦情については、パンフレットの配布や市報による広報活動を通じてその未然防止に努めました。

悪臭

苦情件数は63件で、前年度と比較すると16件減少しています。苦情の内容をみると、焼却が主な原因となっています。その他に、産業用機械の作動に起因する苦情、飲食店などのサービス業の営業に起因する苦情、発生源不明の苦情などがあります。

発生源に対しては、悪臭防止施設の改善、維持管理の徹底を指導しました。

その他

その他の分類には産業廃棄物の不法投棄等、典型7公害に含まれないものが該当します。平成23年度は15件の苦情がありました。



第2部

望ましい環境像の達成に向けた取組

基本目標

- 第1章 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります
- 第2章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます
- 第3章 大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます
- 第4章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます
- 第5章 環境の保全と創造に協働して取り組みます

上記のポスターは、平成23年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された吉野莉音さん（豊府小学校）の作品です。

第 1 章

多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります

第 1 節 豊かな自然や生き物を大切にします

- 施策 1 多様で貴重な自然の保全
- 施策 2 環境と調和した農業の推進

第 2 節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

- 施策 1 自然に親しむ場所・施設の確保と充実
- 施策 2 レクリエーション・学習の場の確保と活用



第1節 豊かな自然や生き物を大切にします

施策1

多様で貴重な自然の保全

本市には、瀬戸内海国立公園（高島、高崎山）、日豊海岸国立公園（佐賀関の東部海岸）、神角寺芹川県立自然公園の指定地域をはじめ、柞原八幡宮のクスなどの天然記念物、大野川や七瀬川河岸断崖のアラカン群落などの環境省選定の特定植物群落があります。

また、天然記念物の指定を受けた動物の生息地としては、高崎山のサル生息地、オオイタサンショウウオ生息地、高島のウミネコ営巣地の3件があります。

これらの市域に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護を行うとともに、良好な自然環境や景観等が残る地域は必要に応じて法令による指定等を行い適切な保全誘導を行っています。



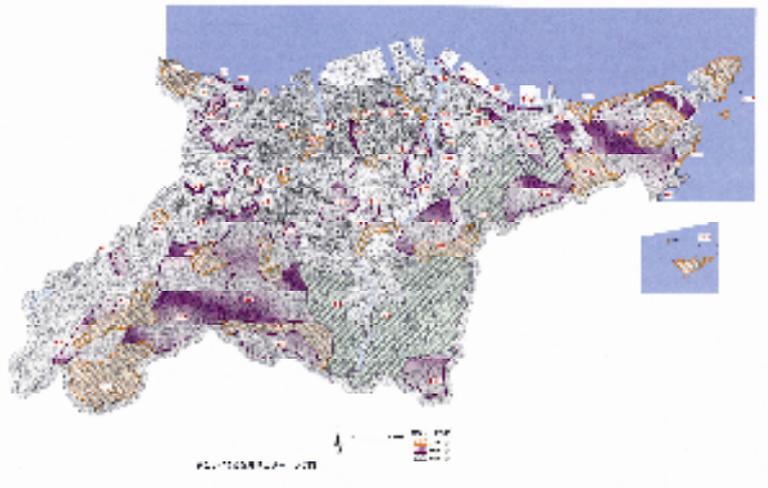
瀬戸内海国立公園（関崎から高島を望む）

（1）自然環境調査

本市では、平成18年度に行なった自然環境調査により、市全域の気象、地形・地質、動植物を調査し、自然環境や生息域等を評価基準に従ってランク付けし、総合評価を行って保全の重要性を地図上にゾーンとして明示しました。

特に重要な保全地域（Aゾーン）としては、高崎山山頂付近、柞原八幡宮の森周辺、大野川・大分川の中・下流域、乙津川河口部、6号埋立地の人工池周辺、高島、烏帽子岳周辺山地、及び七瀬川周辺の丘陵地などがあり、Aゾーンの総面積は6,057ヘクタールで、市域面積の12.1%を占めています。

調査結果は、本市の優れた自然環境を今後とも保全していくための指針として活用しています。



保全すべき自然環境のゾーニング図

(2) 大分市名木の指定

■大分市指定名木

本市では、美しい自然の緑が心にうるおいをもたらす古木、巨木並びに樹林を名木として保存し、緑化推進に寄与することを目的とした、大分市名木保存条例に基づいて、所有者の申請又は同意を得て指定を行っています。

指定要件

樹木の部

古木又は巨木については、次のいずれかに該当し、健全であること

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が、おおむね 1.5m以上のもの
- ・ 高さがおおむね 20m以上のもの
- ・ はん登性樹木で枝葉の広がりがおおむね 30 m²以上のもの
- ・ その他特に価値のあるもので保存を必要とするもの

樹林の部

樹林については、その集団面積が 300 m²以上であり、かつ健全であること

指定数（平成 24 年 3 月末現在の状況）

樹木の部	指定本数	78 本	（内 市所有 3 本）
樹林の部	指定箇所	15 箇所	樹林面積 82,138 m ²

(3) 郷土の緑保全地区の指定

本市では、市民等と一体となって緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保及び向上に資することを目的とした、大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づいて、緑の持つ、環境保全、景観保全、防災、レクリエーションの目的に応じて、郷土の緑保全地区の指定を行っています。

指定数（平成 24 年 3 月末現在の状況）

指定地区 17 箇所 指定面積 576,210.65 m²

なお、指定箇所及び指定地番等は、公園緑地課で随時縦覧できます。

施策 2

環境と調和した農業の推進

環境保全型農業の実現に向け、資源循環型農業への取組を支援しています。

(1) 資源循環型農業推進事業

環境に配慮した優良堆肥生産による土づくりを推進しています。

(2) 大分市エコ・アグリ推進支援事業

減農薬、減化学肥料により、農産物認証制度等に取り組む農家への支援を行っています。

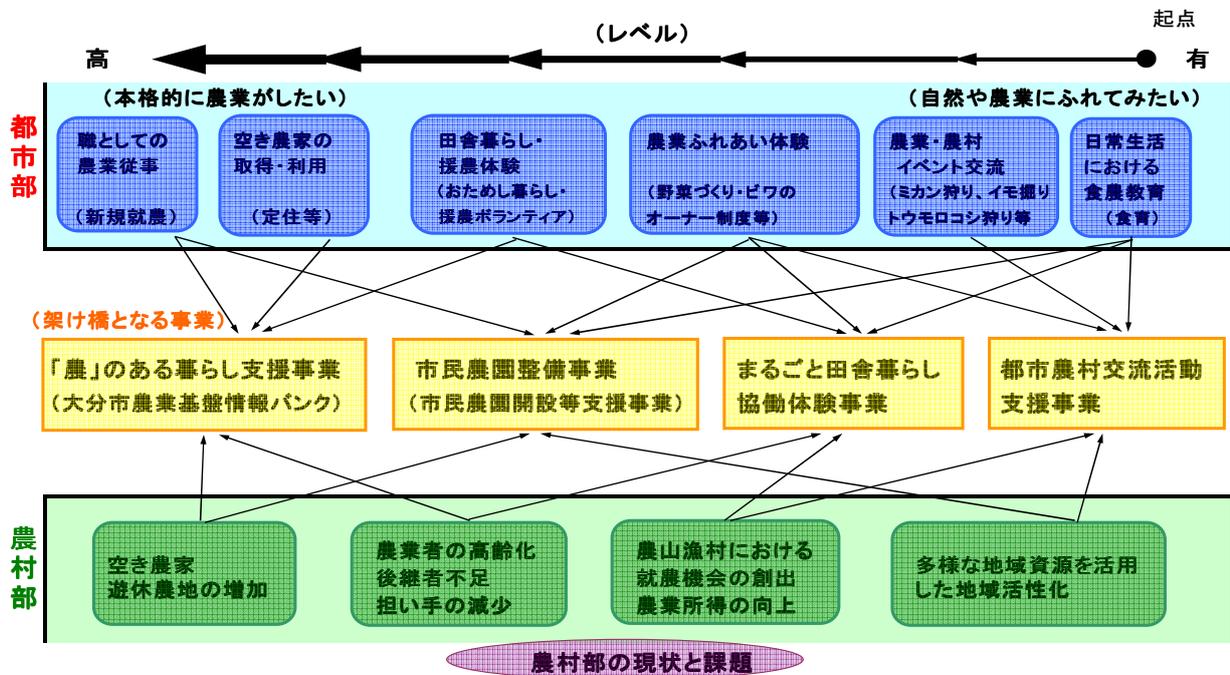
(3) 農地・水・環境保全向上対策

農業者と地域住民の共同活動により、農業が本来持っている自然循環機能の維持・増進を図っています。

第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

施策1

自然に親しむ場所・施設の確保と充実



(1) 都市・農村交流活動支援事業

農村における自然・景観・伝統文化等の魅力ある地域資源を利用し、都市住民との交流活動を行う団体を支援することにより、都市住民と農村集落との相互理解を促進し、継続的な地域間交流による農村集落の活性化に寄与することを目的としています。

平成23年度は、田ノ浦のビワ、岡原のサツマイモ、佐賀関の柑橘類などの収穫体験を6団体が実施し、2,110人の都市住民（家族連れ）が農村部を訪れ、自然や農業とふれあい、地域の人たちとの交流を深めました。



(2) まるごと田舎暮らし協働体験事業

野津原地区での農作業を都市住民に体験してもらい、農業者との家族的なつきあいを通じて、現実的な農業の魅力と厳しさ、農村・自然環境の実態についての認識を深めてもらうとともに、農業ボランティア（援農かせ隊）の確保、第2の故郷づくり等、互いの交流による地域の活性化を目的としています。

平成 23 年度は、受入農家とともに、草刈講習会やニラ・椎茸の援農体験イベントを開催し、農業・農村の魅力紹介や援農かせ隊のPR・募集を行い、26 名の方が新規登録するとともに、年間で延べ 487 名が援農ボランティア活動に参加しました。



(3) 市民農園開設等支援事業

市民が土と触れあい、農作物をつくりながら農業・農産物に対する理解を深めるための、市民農園の開設を促進するとともに、未利用農地の有効利用と農村部の活性化を目的としています。

現在、市内に JA おおいたが 4ヶ所、農業者が 8ヶ所、市民農園を開設しており、約 800 区画が市民に利用されています。



(4) 「農」のある暮らし支援事業

過疎地域に存在する「空き農家」と、都市部からの移住希望者、就農希望者等利用を希望する者に関する登録及び情報の提供を行い、農村部への移住促進及び地域の活性化を目的としています。

また、平成 24 年度より、移住希望者に農家民宿等を利用して短期滞在をしながら、様々な体験メニューが行える、「おためし暮らし受入れ事業」を新たに始めました。



施策2

レクリエーション・学習の場の確保と活用

(1) 身近な自然観察会

平成8年度より実施しています。

(平成23年度実績)

第16回大分市身近な自然観察会

実施日 平成23年9月23日(金・祝日)

場 所 大在干潟

指導者 大分生物研究会会員8名

参加者 47名



第17回大分市身近な自然観察会

実施日 平成23年10月23日(日)

場 所 高尾山自然公園

指導者 大分生物研究会会員7名

参加者 50名

「OITA 自然観察ガイド」を作成した大分生物研究会会員による、自然観察のポイントや動物・植物の特徴などについて説明がありました。



休日を利用し、多くの親子が参加しました。

(2) OITA 自然観察ガイド

豊かな自然が残る市内10箇所において、観察することのできる植物や動物の紹介をしています。



ガイド見本(高尾山自然公園コース)

～ OITA 自然観察ガイドコース ～

- ①高尾山自然公園コース
- ②九六位山コース
- ③乙津川・大在海岸コース
- ④護国神社の森コース
- ⑤大分川下流域探鳥コース
- ⑥柞原八幡宮の森コース
- ⑦霊山コース
- ⑧青少年の森コース
- ⑨七瀬川自然公園コース
- ⑩河原内川コース

(3) 環境ポスター展

平成 23 年度は市内小中学生と、中国の武漢市、広州市、アメリカのオースチン市の小中学生から、環境問題をテーマとしたポスター204 点の応募がありました。

環境月間イベント時などに展示した他、姉妹友好都市の中学生が参加した環境フォーラムにおいても展示を行いました。



ギャラリー竹町ドーム広場にて展示 (6月5日)



コンパルホールにて展示(6月24日～7月6日)

第2章

水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

- 施策1 緑の空間の確保
- 施策2 緑の質の向上
- 施策3 緑の啓発の推進

第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

- 施策1 水辺の保全
- 施策2 水辺に親しむ場所の創造

第3節 個性あるまちなみ景観をつくります

- 施策1 都市景観形成の推進
- 施策2 まちの美化対策の推進

第4節 歴史・文化を大切にします

- 施策1 文化財の保護・保存・活用
- 施策2 文化財の調査の推進



第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

施策1

緑の空間の確保

(1) 生き粋大分街かど空間奨励事業

本市では、都市化の進展に伴い減少した緑を再生し、都市部の緑を創出するため、生け垣設置や屋上緑化等に助成を行うことにより、やすらぎと潤いのある緑豊かな街づくりを推進しています。

- ・生け垣設置事業
個人又は「事業所において事業を行う者」（以下「事業主」という。）が、自己の所有する建物の敷地又は事業所の敷地において、生け垣を設置する事業です。
- ・樹木等植栽事業
事業主が事業所（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（工業立地の適正化のために造成された1団地の工業用地に限る。）内に所在する事業所に限る。）の敷地において、樹木等を植栽する事業です。
- ・壁面緑化事業
個人又は事業主が、自己の所有する建物の壁面に沿って多年生のツル性植物を植栽する事業です。
- ・屋上緑化事業
個人又は事業主が、自己の所有する建物の屋上において、樹木又は地被植物を植栽する事業です。

施策2

緑の質の向上

(1) 街路樹管理

本市では、街路樹の切り込みすぎている樹形の回復や、街路樹の植えられていない道路への計画的な植樹を目的とした「大分市街路樹景観整備計画」を平成22年3月に策定し、国・県・市道の統一した街路樹の管理を目指しています。特に街路樹の健全な生育環境が備わっている幹線道路等を指定し、目標樹形・樹高を設定することで緑のネットワークを形成いたします。

この「大分市街路樹景観整備計画」を実現することで、「街に、緑の潤い」をもたらし、「人の心に、安らぎを与えてくれる」そんな街を創出します。



街路樹管理業務委託路線

平成22年度	平成23年度
438路線	435路線

施策3

緑の啓発の推進

(1) ボランティア団体育成

本市では、大分市緑の基本計画の基本理念である、市民参加による緑化の推進、官民協働による緑豊かなまちづくりを行っています。

フラワーポット里親事業

自治会、団体、企業を対象に、市がフラワーポットを貸し出し、その個数に応じた花苗の提供を年2回行い、借り受けた団体等は、植え付け、管理等を行うことで、官民協働による緑豊かなまちづくりを行う事業です。

平成24年3月末現在の状況

貸出団体 217 団体

貸出個数 3,098 ポット



第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

施策1

水辺の保全

(1) 水辺の生態系状況調査

市内の13中学校の協力により、カワゲラやサワガニ等の水生生物調査を実施しました。川底に生息する生物は水質の状況を反映していることから、それらを調査することにより、その地点の水質の程度を知ることができます。

(平成23年度実績)

中実調 中学校 施 査		大分西	植田東	城南	植田	大在	大東	戸次	坂ノ市	判田	賀来	吉野	野津原	神崎
河 調 査		祓川	寒田	尼ヶ瀬	園田	江川	北鼻	佐柳	佐野	判田	賀来	吉野	七瀬	小猫
水質階級	上流	I	III	III	II	II		II	I		I	I		I
	下流	I	II	III	II	II	III	II	I	II			II	II

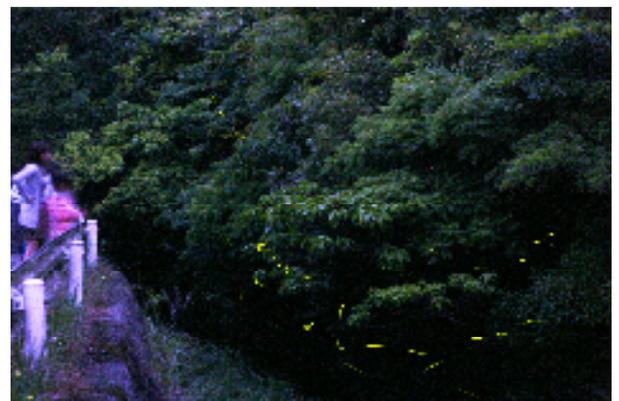
I：きれいな水 II：少しきたない水 III：きたない水 IV：大変きたない水

(2) 住吉川ホタル飛翔調査

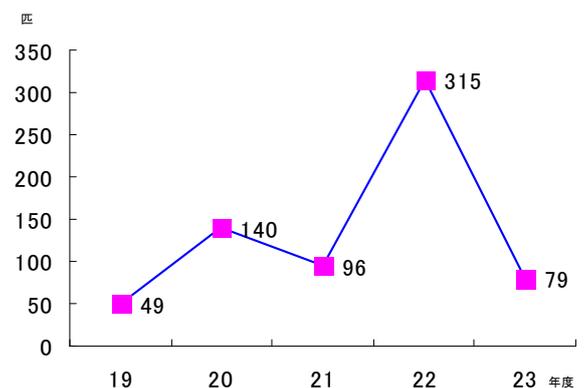
ホタルが生息する住吉川を目指し、平成6年から「椎迫満友会」、平成15年から「住吉川ホタルを増やす会」が、住吉川上流（椎迫地区）にホタルや、ホタルの餌となるカワニナを放流し、その結果、所定の地点ではカワニナが常時観察でき、またホタルが飛翔するようになりました。

平成23年度は6月1日から6月3日までの3日間、午後7時30分、8時、8時30分の時間帯で調査をし、飛翔状況を確認しています。

過去5年間の住吉川ホタルの推移は、グラフのとおりです。平成23年度は79匹が観測されました。



住吉川上流にて



施策 2

水辺に親しむ場所の創造

(1) 西大分ウォーターフロント開発

本市の海岸線は、昭和 39 年からの新産業都市建設により、大規模な工業地帯として埋め立てられ、自然海浜の多くが姿を変えました。

このような中、大分港西大分地区は、大分港発祥の地として古くから港町の歴史を刻んできた経緯を持ち、海の玄関口の役割を果たし、海を身近に感じる貴重な親水空間としてウォーターフロント開発が進められています。

また、港湾環境整備事業により整備されたかんたん港園を中心に、市民協働による様々なイベントも開催されるなど、憩いと賑わいの場として期待されています。

今後も、西大分ウォーターフロントを核として、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化と周辺の魅力施設と連携しながら、水とふれあう場や憩いの場として水辺環境の保全と創造を図ります。





第3節 個性あるまちなみ景観をつくります

施策1

都市景観形成の推進

(1) 大分市景観条例

本市では、先人から受け継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、景観法に基づいた「大分市景観計画」を策定し「大分市景観条例」を制定しています。

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。さらに、歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組んでいます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図っています。また、地区ごとの特徴を生かした景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動についても推進・支援しています。

施策2

まちの美化対策の推進

(1) 大分市環境美化に関する条例

昭和61年10月に都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的に「大分市環境美化に関する条例」を施行しました。

この条例により、空き缶・空きびんなどの散乱防止、屋外広告物の適正な管理などを行い、生活環境への配慮に努めています。

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、ごみの不法投棄防止月間行事、不法投棄防止パトロールなどを行い、生活環境への配慮に努めています。

■「ごみの不法投棄防止月間」行事

毎年11月を「ごみの不法投棄防止月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開しています。

■郵便局による不法投棄の情報提供

平成13年に大分市郵政まちづくり協議会と廃棄物の不法投棄対策に関する協定を結びました。この協定は、配達や営業で市内を巡回する郵便局員が、不法投棄された廃棄物を発見した場合に、市へ情報を提供するシステムです。

■不法投棄監視ネットワーク事業

平成20年度から不法投棄に関し市民と行政とが協働して監視等を行い、その情報を互いに共有する「大分市不法投棄監視ネットワーク事業」を行い、清潔で美しいまちづくりを推進しています。



不法投棄監視団体数

	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
登録団体数	10 団体	15 団体	15 団体	4 団体	44 団体
登録者数	53 人	76 人	87 人	24 人	240 人

実活動数	41 団体	231 人
------	-------	-------

(平成24年3月31日現在)

(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成18年7月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を施行し、平成19年1月からは違反者に罰則を適用しています。

この条例により、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨てを禁止し、飼い犬のふんの散乱を防止することなどにより、清潔で美しいまちづくりを推進しています。

[条例の内容]

■ 禁止行為

- ・ たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て
(市内全域)
- ・ 飼い犬のふんの放置 (公共の場所)
- ・ 指定喫煙所以外での喫煙
(次ページの強化区域内)

■ 罰則

- ・ 強化区域内：過料 2,000 円の徴収
- ・ 強化区域外：改善勧告し、従わない場合は事実の公表

■ 努力義務

- ・ 歩きたばこはしない (市内全域)
- ・ 配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する (公共の場所)

※条例の内容等については、パンフレットを作成し、周知しています。



[ポイ捨て防止等強化区域]



■ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度

市民や事業者と市が協働してポイ捨て等の防止のために各地域でパトロール活動を行い、清潔で美しいまちづくりを推進し、「日本一きれいなまち おおいた」の実現を目指しています。

平成 23 年度末現在の登録団体数は、69 団体（683 人）となっています。

(4) ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止条例

平成 24 年 3 月 27 日より「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正を行い、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止し、違反者には同年 7 月 1 日より 20 万円以下の罰金を科す規定が追加されました。本市としましては違反者に対し、厳正に対処してまいります。



第4節 歴史・文化を大切にします

施策1

文化財の保護・保存・活用

(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用

■ 歴史資料館

市内を中心とした考古、歴史、民俗の各分野にわたる資料を公開展示するとともに、企画展示、テーマ展示、各種の講座・講演会などを通して、広く市民が郷土の歴史を学ぶ場、情報提供の場を目指しています。また学校と連携して各教育課程に適応した歴史学習や体験活動のプログラムを充実させ、職員が学校に出向いて体験活動の指導を行う「移動歴史教室」を推進しています。



(亀塚古墳と海部古墳資料館)

■ 海部古墳資料館

国指定史跡「亀塚古墳」のガイダンス施設として広く古墳文化を紹介しています。展示室には、実物資料や複製品のほか、大型ジオラマ、市内の古墳復原模型を展示しています。また研修室において、歴史講演会、勾玉作り教室などを開催しています。

(2) 文化財愛護活動の支援

郷土の文化財に愛着を持ち、研さんを深めながら保護・継承に努力し、地域づくりへの貢献を目的としている団体に、指導・助成を行っています。

愛護団体の一覧



(愛護少年団の研修)

団		体		名
愛護少年団	丑	殿	愛護団体	大在地区文化財研究会
	常	行		坂ノ市地区郷土史愛好会
	国	分		大南地区文化財同好会
	宮	苑		
	森	岡		鶴崎地区文化財研究会
本	神崎			

(3) 大友氏遺跡事業

戦国時代に南蛮貿易で栄えた国際貿易都市・豊後府内の中心に位置する大友氏の館跡と、大友氏の菩提寺である旧万寿寺跡を含めた大友氏遺跡の保存・整備・活用を行なっています。現在、史跡の指定・公有化を進めており、あわせて大友氏遺跡体験学習館等を中心に大友氏遺跡の情報発信を積極的に実施しています。

(4) 横尾遺跡保存整備事業

国指定史跡横尾貝塚（縄文時代のムラの遺跡）を史跡公園として整備を行います。また、縄文時代から続く里山を保全し、縄文のムラと里山が体感できる公園として、史跡の活用を図っていきます。



(横尾貝塚整備イメージ)

施策 2

文化財の調査の推進

(1) 文化財調査事業

平成21年度より、周知の埋蔵文化財包蔵地をはじめとする地域文化財の基礎情報の収集を行っています。地域住民と協働で調査を実施することにより、地域に所在する文化財に対する理解と愛着を深めていただく機会とし、地域アイデンティティの確立に資する取り組みを実施しています。加えて、大分市内に所在する文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の確認や未指定・未知の地域の文化財）を余すことなく調査することにより、各種文化財の整理を行い、文化財情報等のデータを入力した台帳（データベース）を作成し、効率的な文化財行政を遂行できるよう努めています。

大分市域の指定文化財数

国 指 定	58	県 指 定	64	市 指 定	72
重要文化財	11	有形文化財	48	有形文化財	52
建造物	2	建造物	7	建造物	21
美術工芸品	9	美術工芸品	41	美術工芸品	31
登録文化財	34	無形民俗文化財(選択)	2	無形文化財	1
無形民俗文化財(選択)	1	史跡	12	有形民俗文化財	3
史跡	9	天然記念物	2	無形民俗文化財	3
天然記念物	3			無形民俗文化財(選択)	1
				史跡	8
				天然記念物	4

(2) 伝統文化調査事業

■事業の概要

本市では、明治22年の市町村制施行以来、合併による市域拡大や、区画整理等による変更などにより、地域固有の民俗芸能、年中行事、口伝等の伝統文化が失われつつあります。

そこで、失われつつある伝統文化及び、昭和30年ごろの暮らしの様子について聞き取り調査を行うとともに、現存する資料の整理・整頓を行い、報告書の刊行により保存を図ることを目的として、「大分市伝統文化調査事業」を平成18年度より実施しています。

報告書は、市内全域を支所単位や中学校区を元に、11地区に分け、民謡、柞原八幡宮関係を加えた全13冊を平成24年度末までに刊行する予定です。

■刊行予定

第1期（平成21年度刊行）	野津原地区、滝尾地区、南大分地区
第2期（平成22年度刊行）	佐賀関地区、坂ノ市地区、大南地区
第3期（平成23年度刊行）	上野・碩田地区、西大分地区、鶴崎地区、柞原八幡宮関係
第4期（平成24年度）	東大分地区、植田地区、民謡

第 3 章

大気、水、土壌などを良好な状態に保ち、
健康に暮らせるように取り組みます

第 1 節 良好な大気環境を維持します

- 施策 1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進
- 施策 2 自動車交通対策の推進
- 施策 3 悪臭対策の推進

第 2 節 良好な水環境を維持します

- 施策 1 工場・事業場排水対策の推進
- 施策 2 生活排水対策の推進
- 施策 3 地下水・土壌汚染対策の推進

第 3 節 騒音・振動を防止します

- 施策 1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進
- 施策 2 近隣騒音対策の推進

第 4 節 害虫駆除及び空き地の適正管理

- 施策 1 害虫駆除
- 施策 2 空き地の適正管理



第1節 良好な大気環境を維持します

施策1

環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進

(1) 大気汚染監視測定事業

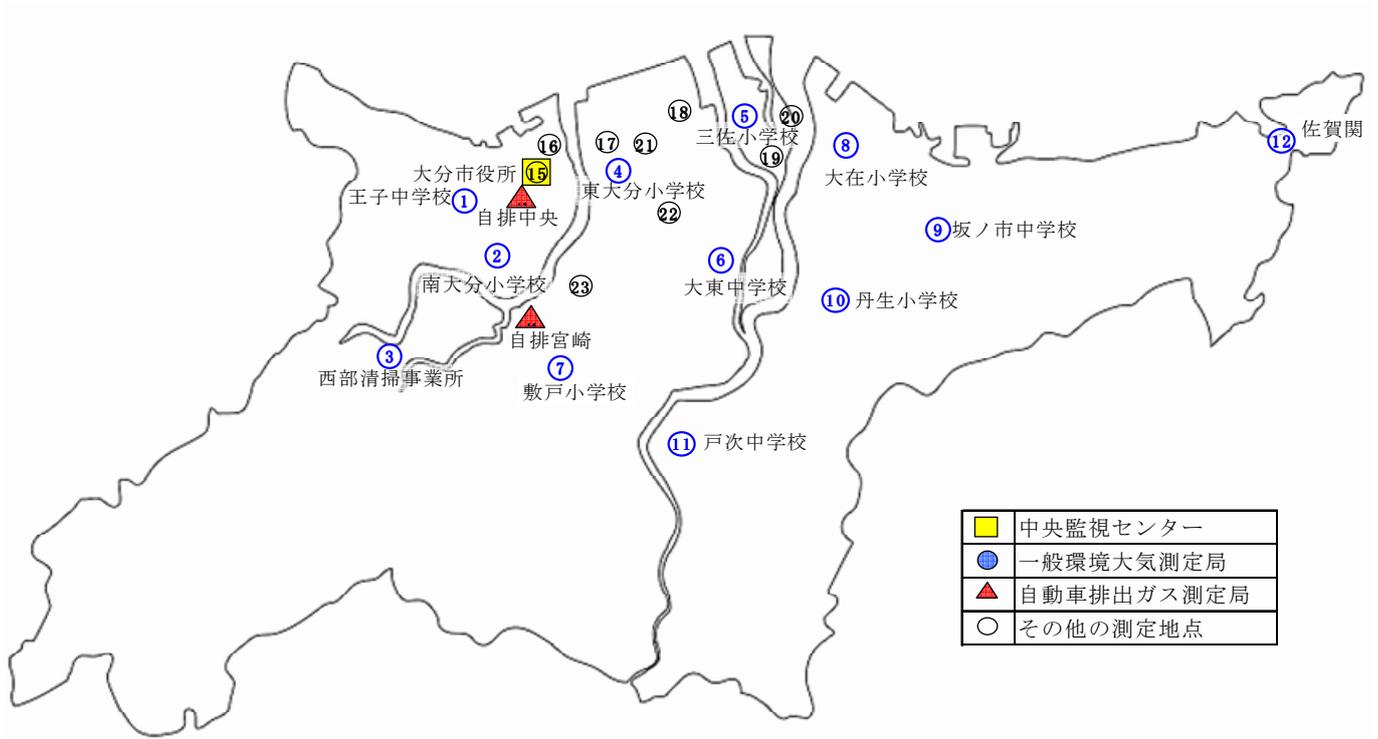
■大気汚染測定網

本市では、一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局において大気測定を行っています。

また、それ以外にも降下ばいじん、有害大気汚染物質等を測定し、大気汚染状況を監視しています。



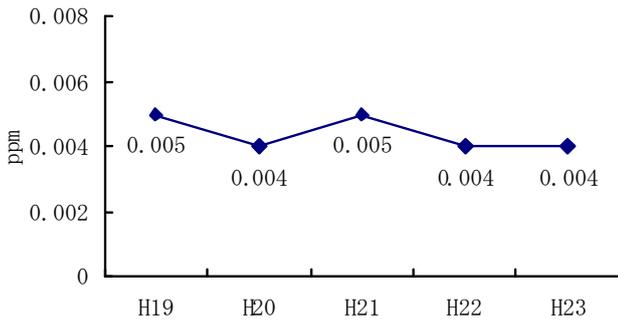
一般環境大気測定局（佐賀関測定局）



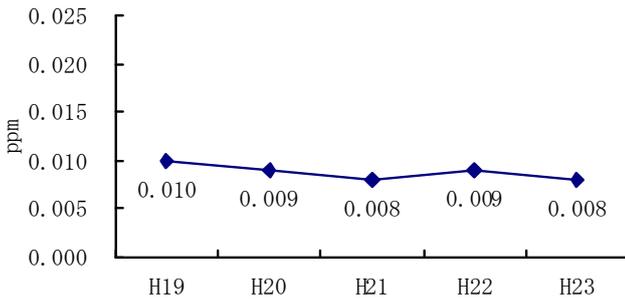
※図中の番号は、資料編P23資5-3の測定地点番号に対応しています。

■一般環境大気測定局の測定結果

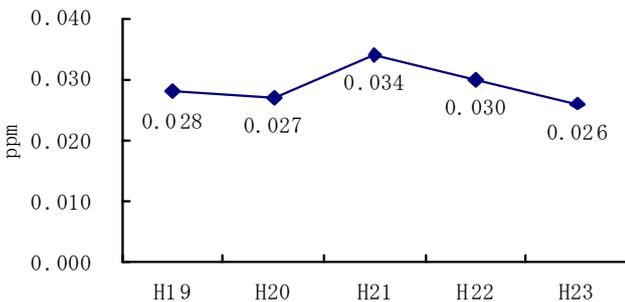
二酸化硫黄濃度経年変化（全局平均値）



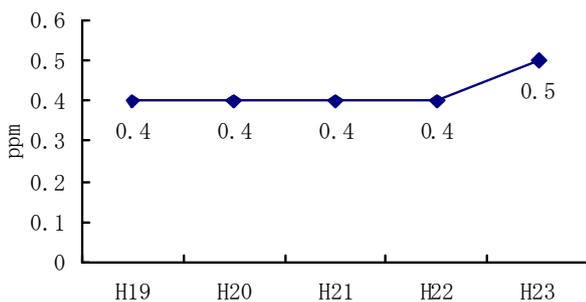
二酸化窒素濃度経年変化（全局平均値）



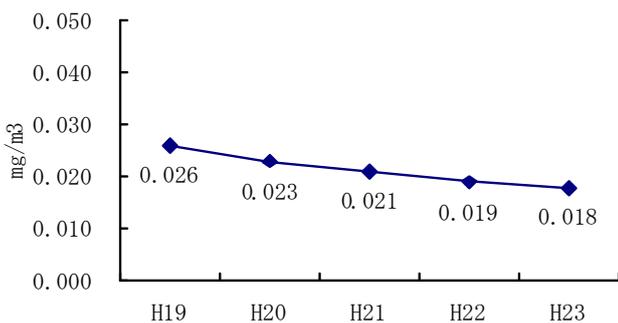
光化学オキシダント濃度経年変化（全局平均値）



一酸化炭素濃度経年変化（全局平均値）



浮遊粒子状物質濃度経年変化（全局平均値）



環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P24 資 5-4～P25 資 5-6 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P26 資 5-7～P28 資 5-9 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下。

環境基準の短期的評価については、全測定局で有効測定時間（昼間）の0.8%～6.1%の環境基準値超過がみられました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P29 資 5-10～P30 資 5-12 参照）

<環境基準(短期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

（資料編 P31 資 5-13～資 5-14 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

環境基準の長期的評価については、4局で達成しており達成率は33.3%でした。非達成の8局は黄砂の影響です。過去5年間の全局平均値の経年変化は、横ばいでした。

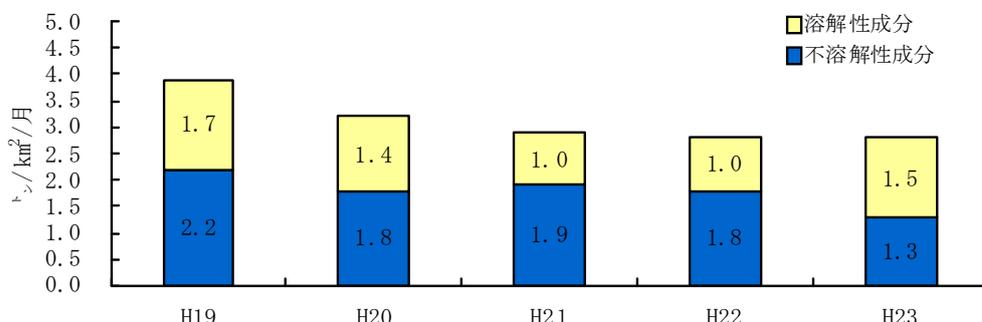
（資料編 P32 資 5-15～P33 資 5-17 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成と評価する。

■降下ばいじん測定結果

本市では、12 測定地点にデポジットゲージを設置して、毎月の降下ばいじん量を測定しています。降下ばいじん量については、大分県の「環境濃度に係る目安値(10 トン/km²/月)」があります。

全測定地点平均値の推移は、前年度と比べて横ばいでした。(資料編 P 33 資 5-18～P 34 資 5-19 参照)



■大気中の粉じん及び重金属

本市では、9 測定地点にローボリウムエアサンプラーを設置して、粒径 10 μm 以下の浮遊粉じんを捕集し、大気中の粉じん濃度と重金属濃度を測定しています。(資料編 P 35～P 36 資 5-20 参照)

■アスベスト濃度測定結果

アスベストは大気汚染防止法で特定粉じんに指定されており、平成元年より特定粉じん発生施設について規制しています。アスベスト切断機等の特定粉じん発生施設が設置されている工場等の敷地境界基準は、大気中のアスベスト濃度を 10 本/ℓ以下としています。なお、本市においては、特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場はありません。

本市では、建物や自動車のブレーキパッドなどに含まれるアスベストによる大気汚染の状況を把握するため、幹線道路沿線等でアスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)による調査を行なっています。

測定の結果は、工場等の敷地境界基準より低い値でした。また、平成 23 年度より、各地点での最大値の検体を分析走査電子顕微鏡法にてアスベスト繊維数濃度を計数し、詳細なアスベスト検査を実施しました。

平成 23 年度 アスベスト濃度(総繊維数濃度)測定結果

位相差顕微鏡法総繊維数濃度

(単位: 本/ℓ)

測定地点	標本数	幾何平均値
大道交差点(幹線道路沿線)	6	0.22
宮河内ハイランド(住宅地域)	6	0.16
平和市民公園	6	<0.1

分析走査電子顕微鏡法総繊維数濃度

(単位: 本/ℓ)

測定地点	標本数	総繊維数濃度
大道交差点(幹線道路沿線)	1	<0.1
宮河内ハイランド(住宅地域)	1	<0.1
平和市民公園	1	<0.1

(濃度調査地点ごとの光学顕微鏡最大値検体のみを検査)

■有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く。）」と定義され、中央環境審議会においては、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質を幅広く選定したリストを作成するとともに、同リストの中から健康リスクがある程度高いと考えられる23種類の有害大気汚染物質（優先取組物質）を定めています。

優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類及びコプラナーPCBsの5物質については環境基準が定められており、測定を行った全地点で環境基準を達成していました。なお、ダイオキシン類及びコプラナーPCBsについては、次のページの「ダイオキシン類調査」に結果を記載しています。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の8物質については指針値が定められており、測定を行った全測定地点で指針値を下回っていました。なお、ヒ素及びその化合物については、平成22年に新たに指針値が設けられました。（資料編P41～P42 資5-25 参照）

平成23年度 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

	王子 中学校	三佐 小学校	東大分 小学校	自排中央	自排宮崎	佐賀関	環境基準 又は指針値
ベンゼン	0.99	1.8	1.6	2.4	2.2	—	3
トリクロロエチレン	0.035	—	—	—	—	—	200
テトラクロロエチレン	0.057	0.046	0.055	—	—	—	200
ジクロロメタン	0.68	0.95	2.1	—	—	—	150
アクリロニトリル	0.013	—	—	—	—	—	(2)
塩化ビニルモノマー	0.026	—	—	—	—	—	(10)
水銀及びその化合物	0.0011	—	—	—	—	—	(0.04)
ニッケル化合物	0.0016	—	—	—	—	0.003	(0.025)
クロロホルム	0.13	0.22	—	—	—	—	(18)
1,2-ジクロロエタン	0.15	—	—	—	—	—	(1.6)
1,3-ブタジエン	0.19	0.37	—	0.35	0.31	—	(2.5)
ヒ素及びその化合物	0.00047	—	0.00044	—	—	0.0031	(0.006)

■ダイオキシン類調査

平成 23 年度は、4 地点で大気環境のダイオキシン類の調査を行いました。測定結果は、全調査地点で環境基準を達成していました。

平成 23 年度 ダイオキシン類及びコプラナーPCBs モニタリング調査結果(年平均値) (単位:pg-TEQ/m³)

	西部清掃 事業所	大在 小学校	三佐 小学校	東大分 小学校	環境基準
ダイオキシン類及び コプラナーPCBs	0.013	0.013	0.013	0.012	0.6

■微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に小さい粒径が 2.5 μm 以下の物質をいいます。(注)

微小粒子状物質は、平成 21 年 9 月に環境基準が設定され、平成 22 年 3 月に測定対象物質に追加されました。

本市では、環境省のモニタリング試行事業により、東大分小学校測定局で常時監視を行なっています。平成 23 年度の測定結果は、年平均値が 17.2 μg/m³、日平均値の 98%値が 41.3 μg/m³となっており、環境基準非達成でした。なお、本市では同物質が地方公共団体による常時監視の対象に追加されたことから、平成 23 年度は 3 箇所自動測定装置を配置し、常時監視体制の整備を図りました。

平成 23 年度 微小粒子状物質測定結果と評価

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間 98%値	日平均値が 35 μg/m ³ を 超えた日数とその割合		環境基準 の達成状 況(長期 的評価)
	(日)				(時間)	(μg/m ³)	
東大分 小学校	326	8,216	17.2	41.3	19	5.8	非達成

*環境基準

①長期基準に関する評価：年平均値が、15 μg/m³以下であること

②短期基準に関する評価：年間にわたる日平均値について、測定値の低いほうから 98%に相当する値が、35 μg/m³以下であること

(注)測定では、粒径 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子を対象としています。

■微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析調査

微小粒子状物質については、発生源が多岐に渡り、その組成についても発生源から直接排出される一次粒子と大気中で生成される二次粒子で構成されています。

本市では、平成 24 年 2 月 15 日から 2 月 28 日の間、市内 3 地点で微小粒子状物質の成分分析調査を行ないました。(資料編 P56 資 5-47～資 5-49 参照)

(2) 工場・事業場への対応

■大気汚染防止法関係届出状況

平成 23 年度における大気汚染防止法に基づく届出状況は以下の表のとおりです。ばい煙発生施設の総数は、56 工場 330 施設、112 事業場 211 施設となっています。また、一般粉じん発生施設の総数は、32 工場 1,167 施設、7 事業場 12 施設となっており、揮発性有機化合物排出施設は 3 工場 11 施設となっています。

また、特定粉じん排出等作業実施の届出は 44 件ありました。

平成 23 年度大気汚染防止法に基づく届出状況

	設置届	使用届	構造等 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届
ばい煙発生施設	10	0	5	8	26	2
一般粉じん発生施設	10	0	12	2	3	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0	1	0	0	0

ばい煙発生施設届出状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	1	2	3	4	5	6	7	8	8-2	9	10	11	13	14	19	21	28	29	30	31		
施設名	ボ イ ラ ー	ガス発生用加熱炉	焙焼炉、焼結炉	溶鉱炉、転炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	焼成炉	反応炉、直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	精錬用焙焼炉等	塩素反応施設等	複合肥料等製造用施設	反応炉	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機	計
工場	140 (15)	2	7	5	5	12	53	1	1	2	2	31	11	12	4	1	5	0	36	0	330	
事業場	181 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	4	11	0	211	
計	321 (16)	2	7	5	5	12	53	1	1	2	2	32	25	12	4	1	5	4	47	0	541	
												(2)						(24)	(34)	(1)	(76)	
																			(29)	(119)	(1)	(150)
													(2)						(53)	(153)	(2)	(226)

(注) () は電気事業法に係るばい煙発生施設数。

一般粉じん発生施設届出状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数	
		工場	事業場
1	コークス炉	5	0
2	堆積場	117	12
3	コンベア	823	0
4	破砕機及び磨砕機	78	0
5	ふるい	144	0
	計	1,167	12

揮発性有機化合物排出施設届出状況(平成 24 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数
1	乾燥施設 (化学製品製造用)	2
9	貯蔵タンク	9
	計	11

■工場・事業場に対する規制

工場・事業場の事業活動に伴って発生するばい煙や粉じん等は、大気汚染防止法や公害防止協定等でその排出や飛散が規制されています。

また、協定企業の内7社のばい煙濃度等については、発生源監視テレメータシステムにより硫黄酸化物、窒素酸化物の排出濃度等を連続監視しています。

■工場・事業場に対する指導状況

本市では、大気汚染防止法に基づき届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等进行检查し、不適正施設には改善等の指導を行っています。平成23年度の立入検査は、ばい煙発生施設については5工場35施設・3事業場3施設を対象に、また、一般粉じん発生施設については5工場51施設を対象に実施しました。検査の結果、届出関連の怠りが1件、管理状況の怠りが3件あり、指導を行いました。

また、特定粉じん排出等作業実施届出のあった現場にも立ち入り、作業基準が遵守されているか进行检查しました。平成23年度は44件の立入検査を行った結果、作業基準違反はありませんでした。

平成23年度立入検査結果

	届出関連の怠り	管理状況の怠り
ばい煙発生施設	0	2
一般粉じん発生施設	1	1
揮発性有機化合物排出施設	0	0

■緊急時の措置

日差しが強い日で、気温が高く風が弱いなどの気象条件等により光化学オキシダントによる大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、当該大気汚染を減少させるための措置を講じる必要があります。

県は、大気汚染防止法第23条及び大分県生活環境の保全等に関する条例第38条1項に基づくこれらの汚染物質に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効率的な実施を図るために大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱を定めています。

この要綱では、大分市大気汚染常時監視テレメータシステムにより収集された各物質の汚染濃度が資料編P45資5-28に示す緊急時発令基準に該当する場合は、県が発令区分によって注意報等を発令し、ばい煙排出者に対する措置を講じることとなっています。

緊急時の発令がなされた場合は、当該発令地域（資料編P43資5-26～P44資5-27参照）の住民に大気汚染状況を知らせて被害の防止を図り、県は協力工場及び自動車の使用者に対して事態の改善のためばい煙排出量の削減の協力要請等を行うこととなっています。（資料編P45資5-28～資5-29参照）

平成23年度は光化学オキシダントに係る予報等の発令はありませんでしたが、特に春から初夏にかけて光化学オキシダント濃度が高い状況にあり、今後も予報等の発令が懸念されます。（過去の発令状況は資料編P46資5-30参照）

■ダイオキシン類汚染防止対策

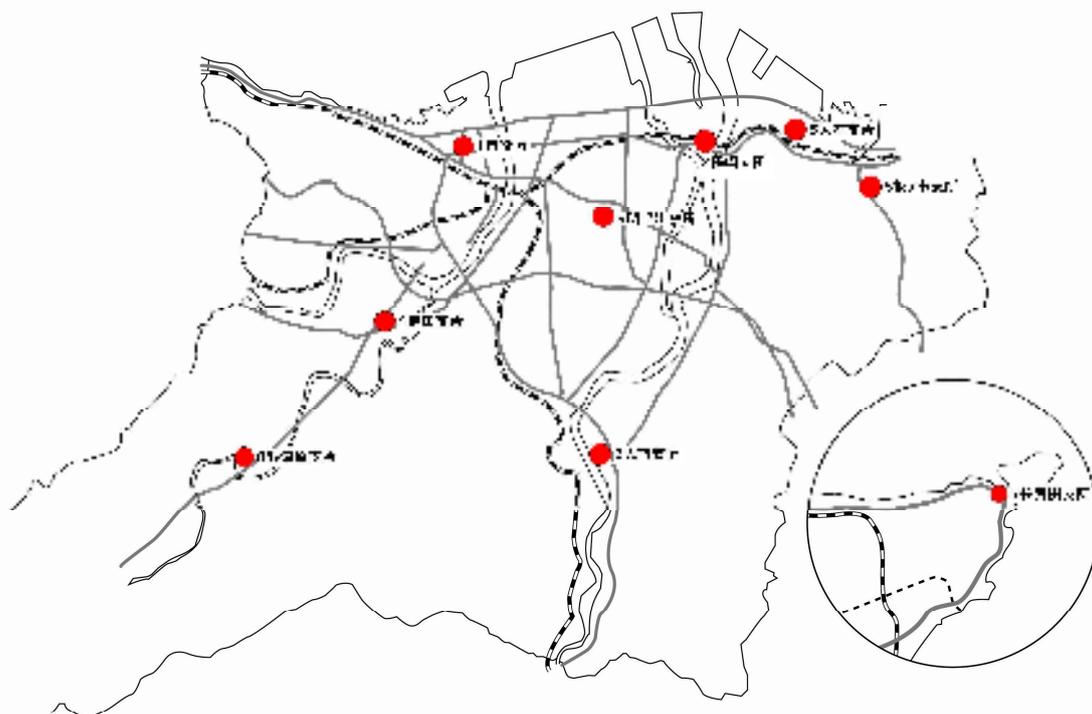
本市では、自主測定の未実施事業場に対して、自主測定の実施及び測定結果の報告を行うよう指導しています。また、ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設を設置する4事業場4施設に立ち入り、届出内容や稼働状況等进行检查したところ、特に問題となる事業場はありませんでした。

■空間放射線量率

本市では、平成23年11月から、通常状態での市内の空間放射線量率を把握するため、市役所本庁舎及び支所等9地点で毎月1回測定を実施しています。

測定結果は全ての測定において、平成23年3月11日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以前の空間放射線量率（0.04～0.08 マイクロシーベルト毎時）の範囲に入っていました。（資料編P57 資5-50 参照）

測定地点図



施策2

自動車交通対策の推進

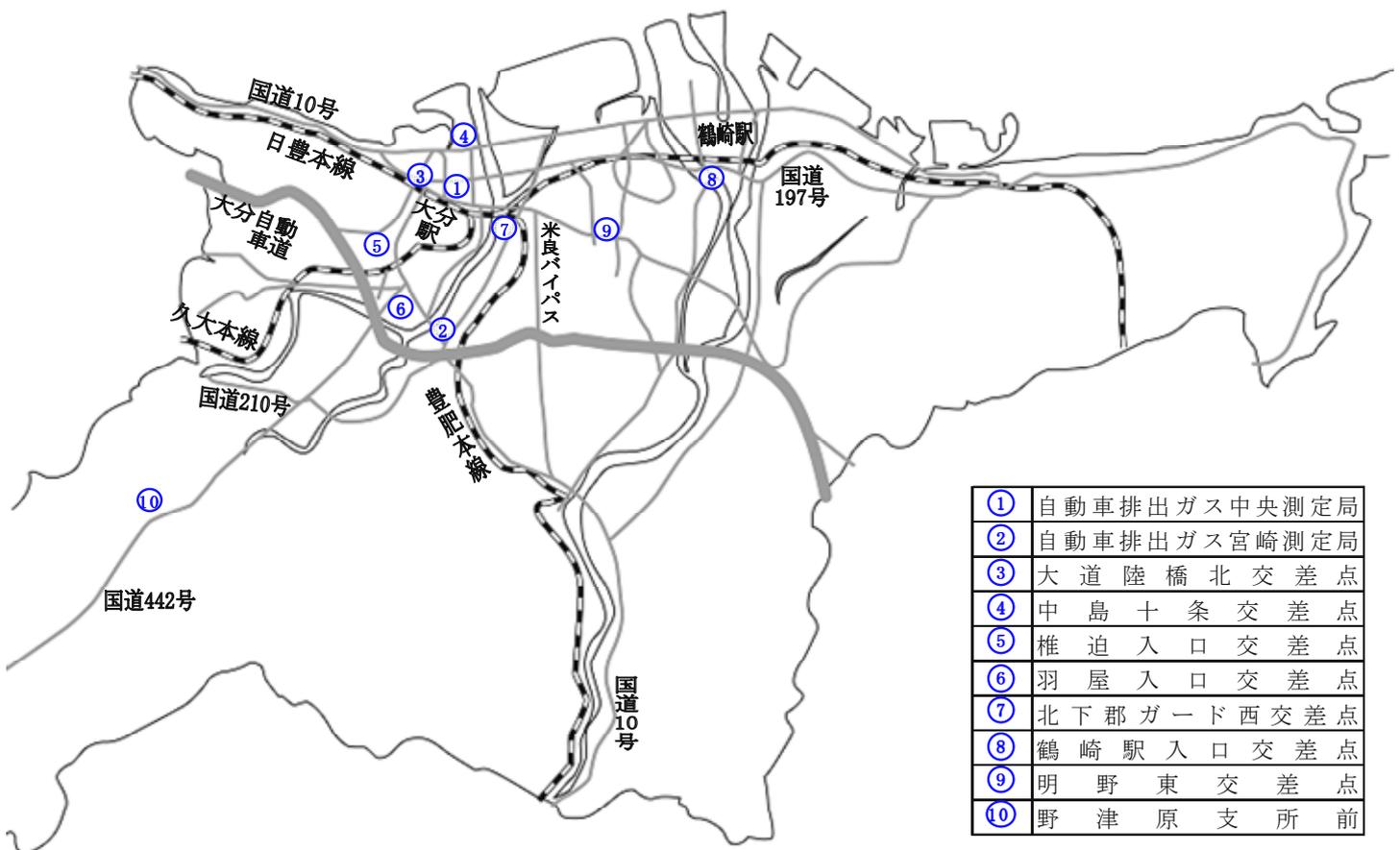
(1) 自動車交通公害

■自動車排出ガス測定網

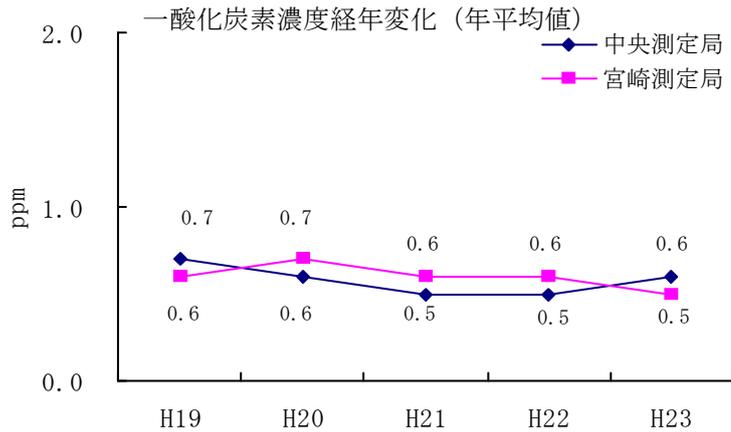
自動車交通公害の状況については、測定局2局を設置して常時監視しているほか、幹線道路の主要交差点等8ヶ所において大気監視測定車による交通環境調査を定期的に行なっています。



大気監視測定車（野津原支所前）



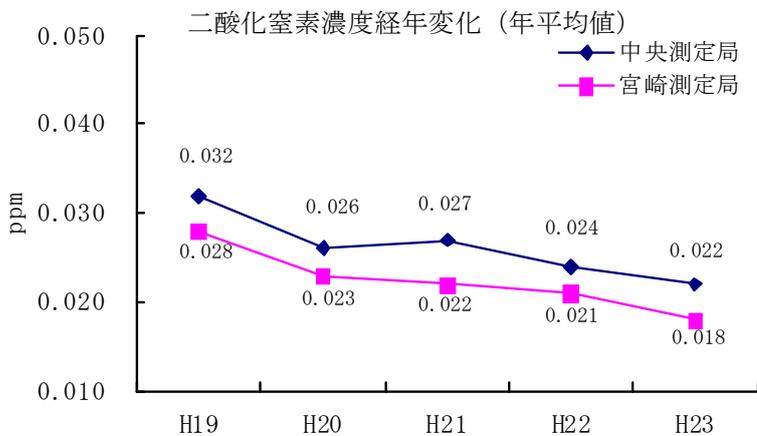
■自動車排出ガス測定局の測定結果



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

（資料編 P51 資 5-37～資 5-38 参照）

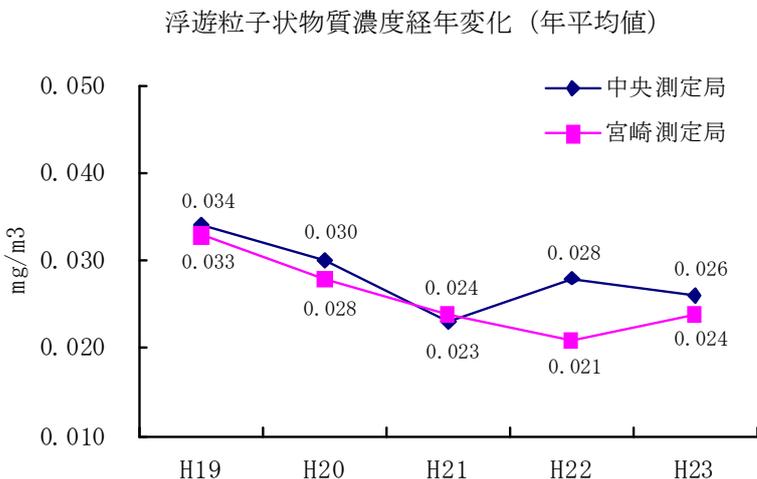
<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
 年間にわたる 1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成と評価する。



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

（資料編 P51 資 5-39～P52 資 5-40 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
 年間にわたる 1 日平均値の 98% 値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下。



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに非達成でした。2 局ともに黄砂の影響によるものです。

（資料編 P52 資 5-41～資 5-42 参照）

<環境基準(長期的評価)>（資料編 P22 資 5-2 参照）
 年間にわたる 1 日平均値の 2% 除外値が 0.1mg/m³ 以下であること。ただし、上記の評価方法にかかわらず 1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成と評価する。

■主要交差点等の測定結果

大気監視測定車による主要交差点での二酸化窒素等の測定結果は、全測定地点で環境基準を下回っていました。（資料編 P54 資 5-45～P55 資 5-46 参照）

(2) 低公害車の導入

■ 公用車を購入又はリースを使用する場合は、低公害車の導入に努める。

平成 23 年度末現在、公用車全 795 台のうち 279 台に低公害車を導入しています。その内訳は、電気自動車 2 台、ハイブリッド自動車 8 台、低燃費かつ低排出ガス認定車 269 台です。

※ 「低公害車」とは、環境省の「自動車・低公害車・購入台数調査実施要領」では、以下の自動車となっています。

- ・燃料電池自動車
- ・電気自動車
- ・天然ガス（CNG）自動車
- ・メタノール自動車
- ・ハイブリッド自動車
- ・低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド自動車を除く）
- ・（参考）水素自動車
- ・（参考）プラグインハイブリッド自動車

その他、上記の低公害車には入っていませんが、CNG自動車と排出ガス性能でほとんど差のない LPG 自動車を 11 台導入しています。（資料編 P142 資 9-5 の 6 参照）



大分市の電気自動車

施策3

悪臭対策の推進

(1) 悪臭防止対策

■ 悪臭防止法による規制

本市の悪臭防止法の規制地域は、都市計画法により定められた市街化区域です。(資料編P60 資6-3 参照)
同法で定められている22物質の規制については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5に対応する濃度で許容限度が定められています(1号規制、資料編P58 資6-1 参照)。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の13物質については、工場・事業場に設置された煙突等の排出口での流量がそれぞれ規制されており、以下の方法によって算出した流量が規制基準となります。(2号規制、資料編P58 資6-1 参照)

$$q=0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

この式において、 q 、 H_e 、 C_m は、それぞれ次の値を表すものとします。

q : 流量(Nm³/h)

H_e : 補正された排出口の高さ(m)

C_m : 各物質の資料編P58 資6-1に掲げる規制基準(ppm)

但し、補正された排出口の高さが5m未満のものについてはこの式は適用しません。

また、工場、事業場からの排水に含まれる特定悪臭物質についても、規制基準が定められています。(3号規制、資料編P59 資6-2 参照)

6段階臭気強度表示法と悪臭防止法による規制の概念

0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
無臭	やっと感知でき きるにおい	何のにおいであるか わかる弱いにおい		楽に感知でき るにおい		強いにおい	強烈なにおい



■大分市悪臭防止指導要綱による規制

悪臭は、一般に不快な臭いのもととなる物質により、住民の生活環境が損なわれ、感覚的、心理的に被害を与える公害です。悪臭に関する苦情は、市民の住環境に対する知識の向上と都市化に伴う住工混在等の条件が重なって、ますます複雑多様化しています。加えて、その原因となる臭気は、単一物質のみならず、混合臭気である場合が多いことから、本市では悪臭防止法による濃度規制を補完するとともに、悪臭苦情の円滑な処理を図り、市民の生活環境の保全に資することを目的とした大分市悪臭防止指導要綱を定めています。この要綱の適用地域は、悪臭防止法の規制地域（都市計画法により定められた市街化区域）であり、指導目標値は以下の表のとおりとなっています。

悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められ、悪臭防止法による事例の解決が困難な場合は、要綱に基づき、事業場の敷地境界線等において臭気指数を測定し、指導目標値を勘案しながら、工場・事業場に対して改善のための指導、勧告を行うこととなっています。

区分		指導目標値 (臭気指数)
事業場の敷地境界線		10
事業場の排出口	排出口の高さ 5m 以上 15m 未満	排ガス量 300Nm ³ /分以上 25
		排ガス量 300Nm ³ /分未満 28
	排出口の高さ 15m 以上 30m 未満	28
	排出口の高さ 30m 以上 50m 未満	30
	排出口の高さ 50m 以上	33

■悪臭調査結果

平成 23 年度は 10 工場の敷地境界線の地表、気体排出口及び排水口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の調査を行いました。その結果、アンモニアの規制基準値を超過した工場が 1 件あったため、指導を行いました。その後再調査を行い、規制基準に適合したことを確認しました。(資料編 P 61 資 6-4 参照)



第2節 良好な水環境を維持します

施策1

工場・事業場排水対策の推進

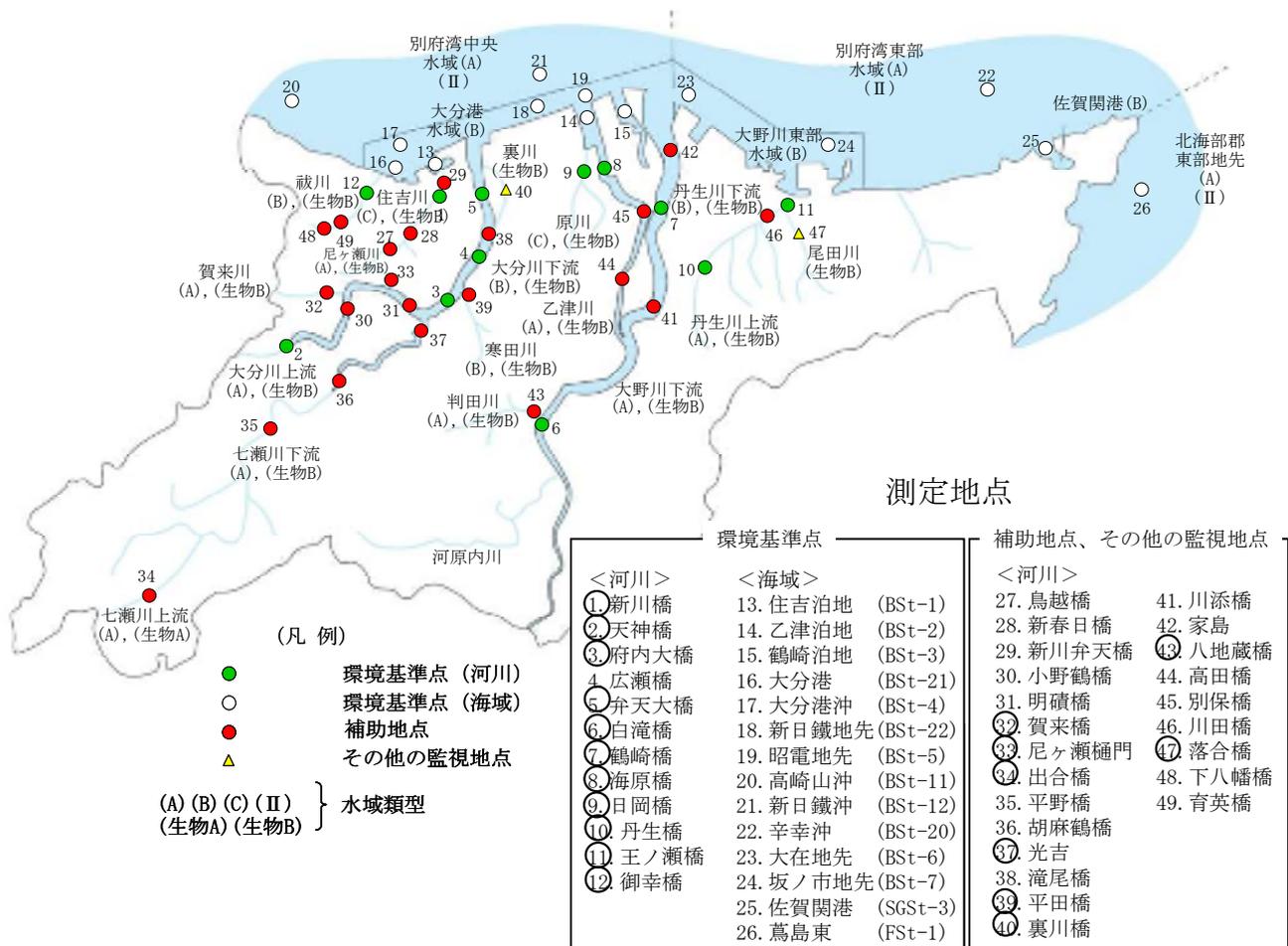
(1) 環境測定

■水質調査地点

本市には、大分県を代表する一級河川の大分川や大野川を始め、中小の河川やそれらの支川を含めると約400の河川があり、主に別府湾に流入しています。

平成23年度はこれらの公共用水域のうち、河川35地点、海域14地点で水質調査を行いました。測定地点の位置は下図のとおりです。

公共用水域測定地点図



■水質環境基準

河川・海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、その達成・維持を目標として、水質の保全に関する施策を進めています。

環境基準には、生活環境の保全に関する「生活環境項目」と、人の健康の保護に関する「健康項目」があります。

生活環境項目は河川では、大分川、大野川、乙津川、丹生川、祓川、原川及び住吉川に、海域では本市周辺の別府湾及び北海部郡東部地先に適用されます。また、健康項目はすべての河川、海域に適用されます。(資料編 P62資7-1～P66資7-8、P78資7-20、資7-21参照)

水質環境基準の概要

基準の種類	主な調査項目	基準が適用される水域
生活環境項目	pH、大腸菌群数 生物化学的酸素要求量(BOD) 等 9項目 (河川、海域で項目が異なる)	主な河川、海域 (利用目的によりAA～Eに 類型指定された水域)
	水生生物の 保全に係る 項目	全亜鉛 1項目
健康項目	重金属類(カドミウム、鉛など)、 農薬等 27項目	すべての河川、海域

■河川の水質調査

河川35地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、環境基準点における有機物の水質指標であるBOD75%水質値をみると、右表のとおり、大野川下流(鶴崎橋)で環境基準を達成しませんでした。基準超過の原因は、植物プランクトンの増殖による影響が考えられます。

水生生物の保全に係る項目(全亜鉛)については、調査対象全24地点において環境基準を達成していました。

また、健康項目についても調査対象全19地点において、環境基準を達成していました。(資料編 P67資7-9～P75資7-16参照)

河川の水質調査結果 (単位: mg/l)

水域名	類型	測定地点	BOD75% 水質値	達成 状況
住吉川	C	新川橋	2.0	○
大分川上流	A	天神橋	0.9	○
大分川中流	A	府内大橋	1.2	○
大分川下流	B	広瀬橋	1.4	○
		弁天大橋	1.3	
大野川下流	A	白滝橋	0.9	×
		鶴崎橋	3.0	
乙津川	A	海原橋	1.8	○
原川	C	日岡橋	1.8	○
丹生川上流	A	丹生橋	0.9	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.9	○
祓川	B	御幸橋	1.8	○

市内河川調査地点例(胡麻鶴橋)



※環境基準 BOD75%水質値

A : 2mg/l以下、B : 3mg/l以下、C : 5mg/l以下

■河川のダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、環境中にごく微量しか含まれませんが、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であるため、本市では、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、河川のダイオキシン類濃度を把握するための調査を行っています。

平成23年度は、河川10地点、河川底質5地点で河川のダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

河川のダイオキシン類調査結果

単位(水質: pg-TEQ/l ・ 底質: pg-TEQ/g)

水域名	採取地点	水質		底質	
		測定値	達成状況	測定値	達成状況
住吉川	新川橋	0.055	○	—	—
大分川上流	天神橋	0.22	○	—	—
大分川中流	賀来橋	0.11	○	0.47	○
	胡麻鶴橋	0.019	○	—	—
大分川下流	滝尾橋	0.13	○	0.37	○
大野川下流	川添橋	0.11	○	0.24	○
乙津川	別保橋	0.16	○	—	—
原川	日岡橋	0.11	○	1.6	○
丹生川	王ノ瀬橋	0.025	○	—	—
祓川	御幸橋	0.037	○	0.38	○

※ 環境基準 水質: 1pg-TEQ/l以下
底質: 150pg-TEQ/g以下

■河川のトリハロメタン生成能調査

「特定水道利水障害の防止のための水道水源流域の水質の保全に関する特別措置法」が平成6年5月に施行され、浄水処理に伴い発生する総トリハロメタンに係る特定水道利水障害が問題となっている指定水域について、トリハロメタン生成能に係る水質目標を設定し、そのための各種対策を行うよう定めています。

本市においては、水道利水障害が問題となっている指定水域はありませんが、水質把握のために、小野鶴橋（大分川）、賀来橋（賀来川）及び胡麻鶴橋（七瀬川）の3地点で調査を実施した結果、全ての調査地点において水質目標値を達成していました。（資料編P77資7-17参照）

■河川的环境ホルモン調査

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)は、生物の生殖や発育への深刻な影響をもたらすおそれがあり、環境保全上の重要課題とされています。

ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールA、17β-エストラジオールの4物質について4地点で調査を実施したところ、全ての地点で環境ホルモンは検出されませんでした。

(資料編P77資7-18参照)

環境ホルモン調査地点図



海域の水質調査結果 (単位: mg/l)

■海域の水質調査

海域14地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、有機物の水質指標であるCOD75%水質値をみると、右表のとおり、全ての水域で環境基準を達成していました。また、健康項目についても調査対象全7地点において、環境基準を達成していました。(資料編P78資7-20～P84資7-28参照)

水域名		類型	COD75% 水質値	達成 状況	
別府湾	住吉泊地	C	2.5	○	
	乙津泊地	C	2.1	○	
	鶴崎泊地	C	2.9	○	
	大分港	大分港	B	2.3	○
		大分港沖		2.1	
		新日鐵地先		1.6	
		昭電地先		1.9	
	別府湾 中央	高崎山沖	A	1.7	○
		新日鐵沖		1.7	
	別府湾東部		A	1.7	○
	大野川 東部	大在地先	B	2.0	○
		坂ノ市地先		2.2	
	佐賀関港		B	1.6	○
	北海道郡東部地先		A	1.6	○

※環境基準 COD75%水質値

A:2mg/l以下、B:3mg/l以下、C:8mg/l以下

■海水浴場の水質調査

本市は3ヶ所の海水浴場について、例年5月(海水浴場開設前)及び7月(開設中)に水質検査を行っています。検査項目はCODやふん便性大腸菌群数などで、結果は環境省が定めた水浴場水質判定基準により5段階で評価します。(資料編P85資7-29参照)

平成23年度の水質調査の結果は下表のとおり、海水浴場として適する判定となりました。(資料編P86資7-30参照)

海水浴場の水質調査結果

海水浴場	調査結果	
	開設前	開設中
田ノ浦ビーチ	B (可)	B (可)
こうざき海水浴場	B (可)	B (可)
大志生木海水浴場	AA (適)	B (可)

調査対象海水浴場



■海域の有機スズ化合物調査

有機スズ化合物は水生生物保護の観点から、水質評価の目安が設定されています。有機スズ化合物のうち代表的なトリブチルスズを6地点で調査したところ、全ての地点で目安値(0.1µg/l)以下となりました。(資料編P77資7-19参照)

有機スズ化合物調査地点図



(2) 工場・事業場への対応

特定事業場等の排水水の規制の概要

■排水基準と総量規制基準

公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っています。

規制の基準には、排水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する「排水基準」と化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びリン含有量の汚濁負荷量を規制する「総量規制基準」があります。（資料編P87資7-31～P89資7-33参照）

種類	項目	適用事業場
濃度 規制	一律排水基準 有害物質 Cd、Cr等28項目	全特定事業場
	上乗せ排水基準 その他項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場
総量 規制	上乗せ排水基準 COD、SS、油分 3項目	同上
	総量規制基準 COD、窒素含有量、 リン含有量 3項目	同上

■工場・事業場の立入検査

本市は特定事業場（指定地域特定施設を含む）及び公害防止協定締結企業に立ち入り、排水の水質検査等を行っています。水質検査の結果、排水基準違反となった事業場に対しては、排水の水質の改善指導を行っています。（資料編P91資7-34～P92資7-36参照）

立入検査結果

立入事業場数	立入件数	排水基準違反件数	行政措置件数
88	234	4	4

また、総量規制基準の適用される事業場については、適宜、自動採水器を設置し、事業場が設置する水質測定機器が正しい測定値を示しているか監視を行っています。（資料編P93資7-37、資7-38参照）

■水質関係法令届出状況

平成23年度における水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可状況は、下表のとおりです。特定事業場数は水質汚濁防止法の適用を受ける1,235（指定地域特定施設229事業場を含む）事業場と瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける57事業場をあわせて1,292事業場です（資料編P94資7-39参照）。

水質汚濁防止法に基づく届出状況

設置 (第5条)	構造等の変更 (第7条)	廃止 (第10条)	氏名等の変更 (第10条)	地位の承継 (第11条)	汚濁負荷量測定 手法の届出・変更 (第14条)	報告 (第22条)
12	7	7	35	4	4	13

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・届出状況

設置 (第5条)	構造等の変更 (第8条第1項)	軽微な変更 (第8条第4項)	氏名等の変更 (第9条)	廃止 (第9条)	地位の承継 (第10条)
10	6	0	11	10	1

■ダイオキシン類汚染防止対策

本市はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する特定事業場に対し、立入調査を行い、排水の水質検査を行っています。平成23年度は、6事業場において排水の水質検査を行った結果、0.0014～0.67pg-TEQ/lであり、排出基準（10pg-TEQ/l以下）を超過した事業場はありませんでした。（水質基準対象施設等の詳細は、資料編P97資7-40～P98資7-42参照）

施策 2

生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備

■公共下水道の整備

主として市街化区域を対象として、都市部における下水の排除又は処理のため、公共下水道の整備を推進しています。平成23年度末における整備状況は右表のとおりです。（資料編 P 102 資 7-47 参照）

公共下水道の整備状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

大分市 人口（人）	処理区域		処理人口 普及率（%）	終末処理場 施設数
	人口（人）	面積（ha）		
472,942	277,227	5,178.6	58.6	5

■浄化槽の整備（合併処理浄化槽）

浄化槽については、下水道整備計画との整合を図りつつ補助制度による整備を行っています。

生活雑排水が未処理となる単独処理浄化槽の使用が水質汚濁の原因になるとして、新設禁止への取組みが行われ、平成12年6月に浄化槽法の一部を改正する法律が公布され、平成13年4月から施行されており、平成23年度末の整備状況は右表のとおりです。（資料編 P 103 資 7-48 を参照）

合併処理浄化槽の整備状況

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

平成 23 年度 補助基数（基）	総基数（基）※
229	8,086

※昭和 63 年度からの補助基数累計

■汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の汚水処理施設の整備状況を表す指標です。平成23年度末の状況は、下表のとおりです。（資料編 P 103 資 7-49 を参照）

汚水処理人口普及率（平成 24 年 3 月 31 日現在）

行政区域内 人口（人）	(A) 公共下水道処理 区域内人口（人）	(B) 農業集落排水処理 区域内人口（人）	(C) 合併処理浄化槽 処理人口（人）	(A)+(B)+(C) 汚水処理人口 計（人）	汚水処理 人口普及率 （%）
472,942	277,227	2,052	75,184	354,463	74.9

(2) 住吉川浄化対策推進事業

市内中心部を流れる住吉川の流域には住宅や飲食店及び事業場が集中しており、中流から下流にかけては都市下水路化していました。このため、昭和63年に住民と行政が共に住吉川浄化の取組を開始しました。

流域住民を中心とする住吉川浄化対策推進協議会（昭和63年10月6日発足）は、「住吉川を浄化し、やすらぎとうるおいのある水辺環境づくりの推進」を目標に、流域7小学校区の会員でソフト面の活動（生活排水対策等）に取り組んでいます。また、行政の取組として、ハード面（しゅんせつ等）の浄化対策を行っています。

■平成23年度の住吉川浄化対策推進協議会の活動

- ①啓発用広報誌「住吉川だよりNo. 34及びNo. 35」を流域関係世帯に回覧（15,000世帯）
 - ②総会の開催（7月27日）
 - ③住吉川ウォーキングを実施（参加者18名）
- ※住吉川一斉清掃活動は雨天のため中止になりました。

■行政の住吉川浄化対策

①公共下水道の整備

住吉川流域の下水道処理人口普及率は、平成23年度末現在で89.1%（平成22年度末88.3%）となっています。

②アメニティー下水道事業

昭和63年度より、弁天水資源再生センターより浄化された水を府内城址の堀へ送水し、住吉川の支川である第1中島川と第2中島川へ放流しました。（平成23年度の送水量660～6,429m³/日；平均4,992m³/日）

③支川のしゅんせつ

流域水路等のしゅんせつを行いました。（東春日町ほか13ヶ所、延長約3,878m）

■ホタル観測事業

住吉川上流にてホタルの飛翔状況の調査を行い、平成23年度は79匹のホタルを観察できました。

(3) 生活排水対策に係る啓発事業

市環境展において水切袋の無料配布を行いました。（平成23年6月）

施策3

地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 地下水質の状況

地下水には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、概況調査等により水質汚濁の状況を監視しています。(資料編 P99 資 7-43、資 7-44 参照)

■概況調査

地下水の水質の概況を把握するため、市内を網目状に区画し調査しています。

平成23年度は、15地点の井戸について概況調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。(資料編P100資7-45、P101資7-46参照)

■継続監視調査

過去の調査で環境基準を超過した井戸のうち、20地点で継続監視調査を実施した結果、砒素が3地点、1,2-ジクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で環境基準を超過していました。(資料編P100資7-45参照)

■ダイオキシン類地下水調査

地下水のダイオキシン類の概況を把握するため、市内を網目状に区画し調査しています。

平成23年度は14地点でダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

また、過去の調査で環境基準を超過した1地点の継続監視調査を実施した結果、環境基準を超過していません。(資料編P100資7-45、P101資7-46参照)

(2) 土壌汚染対策

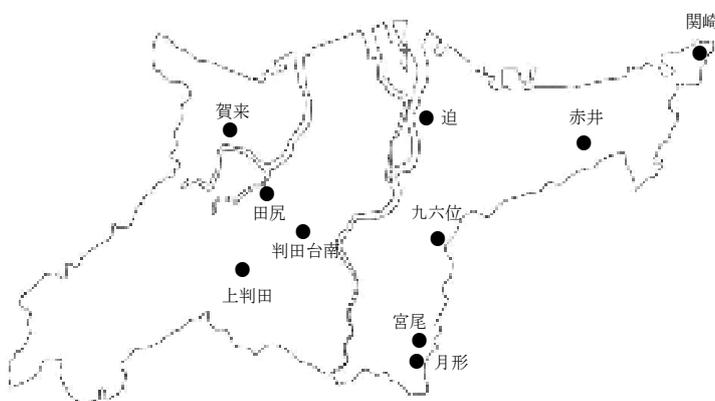
■土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染対策法が改正され、平成22年4月1日より施行されました。平成23年度の法第4条第1項（一定の規模以上の土地の形質の変更）届出件数は45件であり、いずれも調査命令の発令はありませんでした。

■ダイオキシン類土壌環境調査

10地点で土壌のダイオキシン類調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

土壌のダイオキシン類調査地点図



土壌のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

採取地点	測定値	達成状況
賀来	0.13	○
田尻	0.040	○
判田台南	3.8	○
上判田	0.40	○
迫	0.28	○
赤井	0.0040	○
関崎	1.4	○
九六位	2.2	○
宮尾	0.39	○
月形	0.0051	○

※環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下



第3節 騒音・振動を防止します

施策1

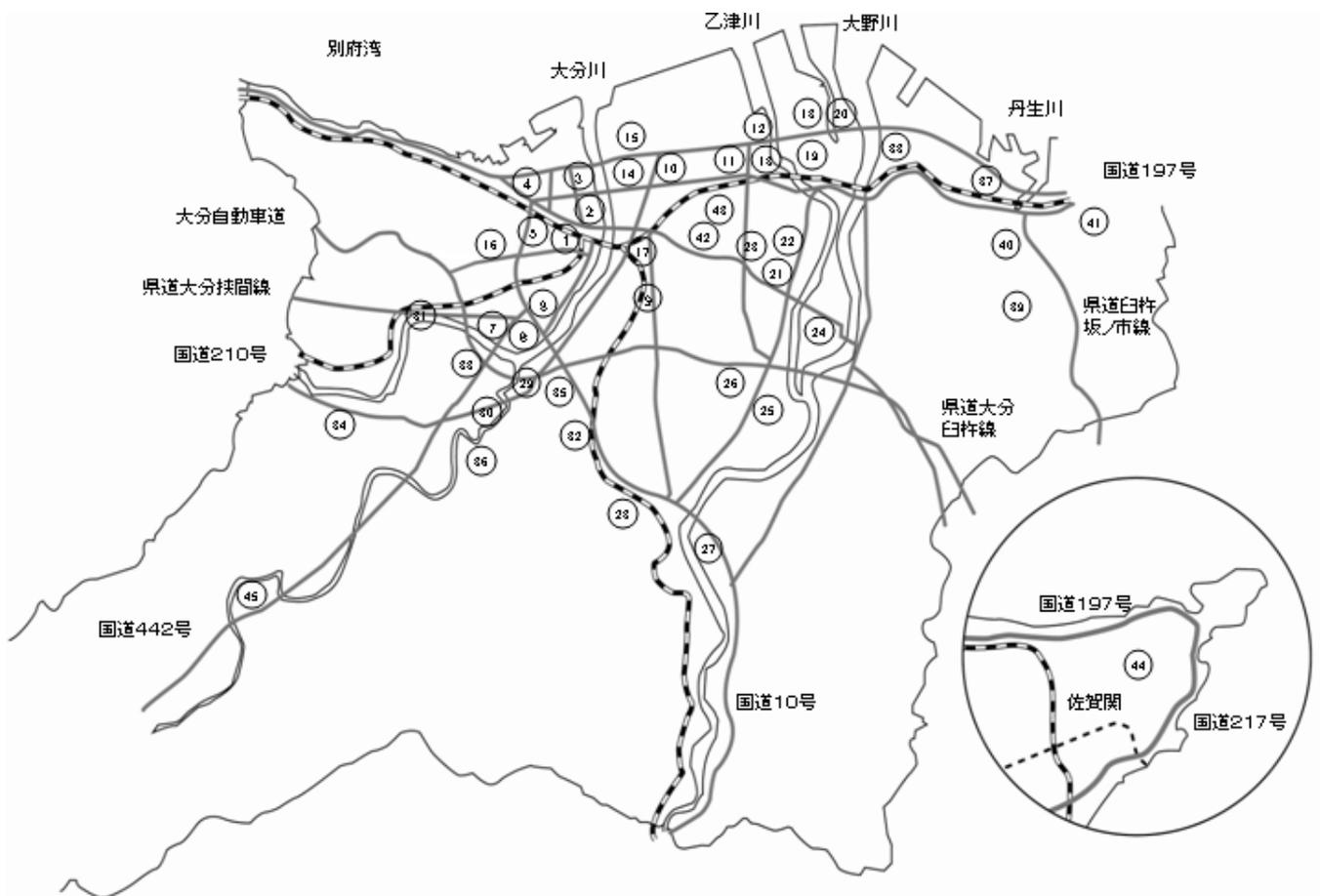
工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進

(1) 環境測定

(一般地域)

一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）の環境騒音の状況を把握するため、45 地点で測定を行いました。その結果 43 地点で環境基準を達成していました。（資料編 P119 資 8-17～P121 資 8-19 参照）

環境騒音測定地点図



(道路に面する地域)

自動車交通騒音・道路交通振動の状況を把握するため、28 地点で調査を行いました。

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づく面的評価を行った結果、評価対象戸数の 95.4%が環境基準を達成していました。

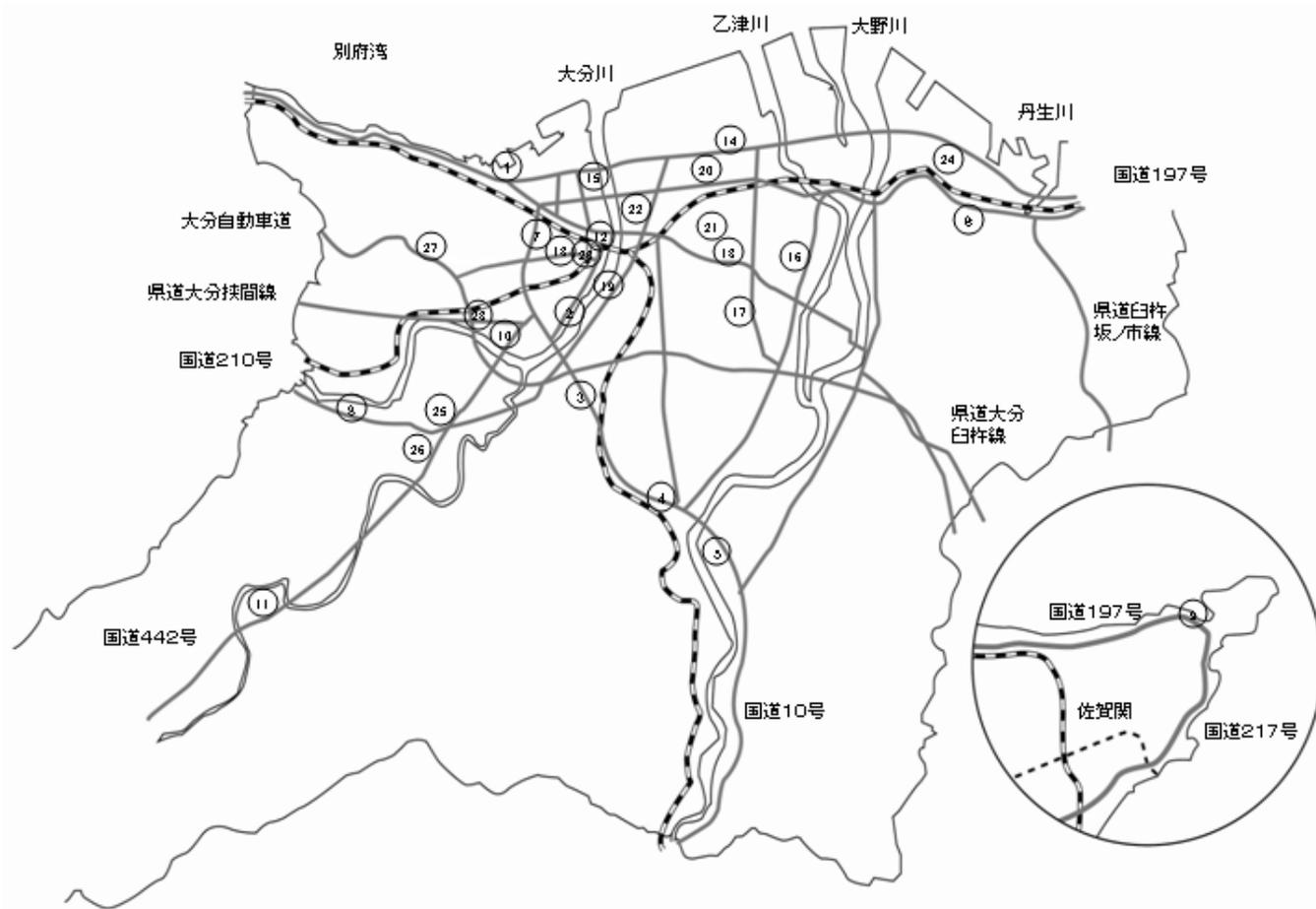
また、騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度を超過した地点はありませんでした。

(資料編 P122 資 8-20～P127 資 8-26 参照)

平成 23 年度 幹線道路における環境基準達成率
(全体) 32,441 戸

時間帯	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間・夜間	30,956	95.4%
昼間	31,020	95.6%
夜間	31,617	97.5%

自動車交通騒音・道路交通振動測定地点図



(2) 工場・事業場等の指導・監視

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、設置や変更等の届出を義務付けています。これらの届出の際には、規制基準を遵守するよう騒音・振動防止の指導を行っています。また、周辺の状況等から必要と思われる工場・事業場等については、立入検査・調査を行っています。その結果、問題のある工場・事業場等はありませんでした。

平成 23 年度に新たに届け出された特定工場等は、騒音規制法に基づくものが 6 特定工場等 27 施設、振動規制法に基づくものが 4 特定工場等 6 施設、大分市騒音防止条例に基づくものが 19 特定工場等 112 施設となっています。(資料編 P130 資 8-29、P130 資 8-30、P131 資 8-32 参照)

また、市内に立地する主要企業 14 社 1 グループと公害防止協定等を締結し、騒音や振動の未然防止に努めるとともに、開発行為等許可申請や建築確認申請等の際に事前指導を行い、騒音・振動の未然防止に努めています。

平成 23 年度の立入検査・調査状況

立入検査・調査状況	件数
工場・事業場立入検査	9
砂利採取、砕石の許可に伴う調査	9
合計	18

(3) 特定建設作業の届出・指導

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業を実施する場合には届出が義務付けられています。

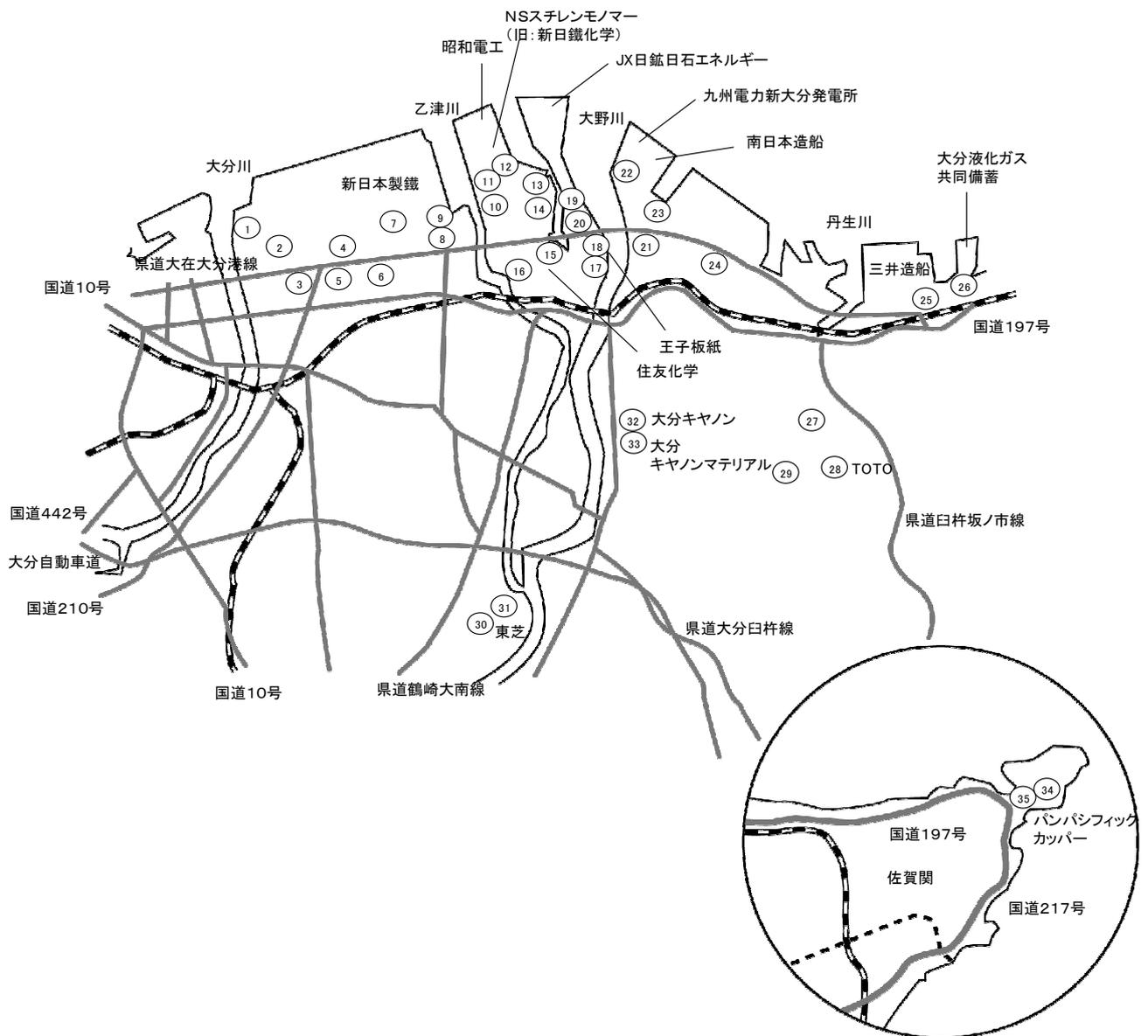
平成 23 年度の届出状況は、騒音規制法に基づくものが 324 件、振動規制法に基づくものが 226 件、大分市騒音防止条例に基づくものが 724 件でした。(資料編 P130 資 8-31、P132 資 8-33、P133 資 8-34 参照)

また、届出の際には周辺の生活環境を阻害しないよう騒音・振動の防止対策について事前指導を行っています。

(4) 公害防止協定締結企業の周辺地域における深夜騒音調査

公害防止協定を締結している企業の周辺 35 地点において、年 4 回深夜騒音を測定し、環境基準との対比をするとともに現状の把握に努めています。平成 23 年度測定結果は、延べ 35 地点 140 回のうち、35 地点 140 回全てで環境基準に適合していました。(資料編 P128 資 8-27、P129 資 8-28 参照)

深夜騒音測定地点図



施策2

近隣騒音対策の推進

(1) 近隣騒音対策

近年、生活様式の変化、住居環境の変化により日常生活に起因した騒音、いわゆる「近隣騒音」による苦情が発生しています。

平成23年度に寄せられた近隣騒音による苦情は、騒音苦情全体の9%を占めています。

近隣騒音は、限られた生活空間で発生し、しかも心理的、感情的な要素が強く、音の大きさ以外に近隣との人間関係に左右されやすいという特徴から、法令等による規制になじみにくく、対応に困難をきたす場合が多くなっています。

このため、本市では近隣騒音の未然防止に重点を置き、自治会でチラシを回覧するなどの近隣騒音防止の啓発活動を推進して、騒音問題の生じにくい地域社会の形成に努めています。

(2) 拡声器・深夜営業

店舗や商店街の商業宣伝を目的とした拡声機から発生する騒音や、飲食店やカラオケボックス等の深夜営業に伴って発生する騒音から住民の生活環境を保全するため、大分市騒音防止条例により音の大きさや使用時間、使用方法等を規制しています。(資料編P113 資 8-13、P114 資 8-14 参照)



啓発用のチラシ



第4節 害虫駆除及び空き地の適正管理

施策1

害虫駆除

衛生害虫等の駆除のため、自治会等の要望に基づき、道路側溝や水路等に薬剤を散布しました。
また、安全な生活環境の維持を図るため、スズメバチの巣を駆除する市民等に対して補助金を交付しました。

害虫駆除実績（平成23年度）

害虫の種類	実施地区数（延べ）
発生源駆除（蚊・ユスリカ）	463
成虫駆除（ゴキブリ等）	250
計	713

スズメバチ駆除費補助金交付件数の推移

年度	交付件数	補助額
H19	239	駆除費用の2分の1（上限1万円）
H20	270	
H21	170	
H22	120	駆除費用の2分の1（上限8千円）
H23	215	

施策2

空き地の適正管理

空き地については、その土地の所有（管理）者の管理が不十分な場合は、雑草が繁茂して、害虫の発生、アレルギー疾患の原因、火災の発生源になるとして、周辺の住民から苦情が寄せられるケースが多く発生しています。

これらの苦情を受けたときは、空き地の所有（管理）者へ「大分市環境美化に関する条例」に基づき適正な管理を行うよう、文書等で指導しています。

苦情件数の推移

年度	苦情件数	区画数
H19	57	124
H20	72	107
H21	75	127
H22	84	124
H23	90	141

第4章

資源、エネルギーを大切にし、

環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進

施策2 リサイクルの推進

施策3 産業廃棄物の適正処理

第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

施策1 水の効率的な利用促進

施策2 消費生活における省エネルギーの促進

施策3 新エネルギー導入の促進

第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

施策1 地球温暖化対策の推進

施策2 オゾン層保護の推進

施策3 酸性雨対策の推進



第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

施策1

ごみの排出抑制・減量化の推進

(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年4月に生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を施行しました。

この条例により、各主体の基本的責務などを定め、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正処理を図っています。

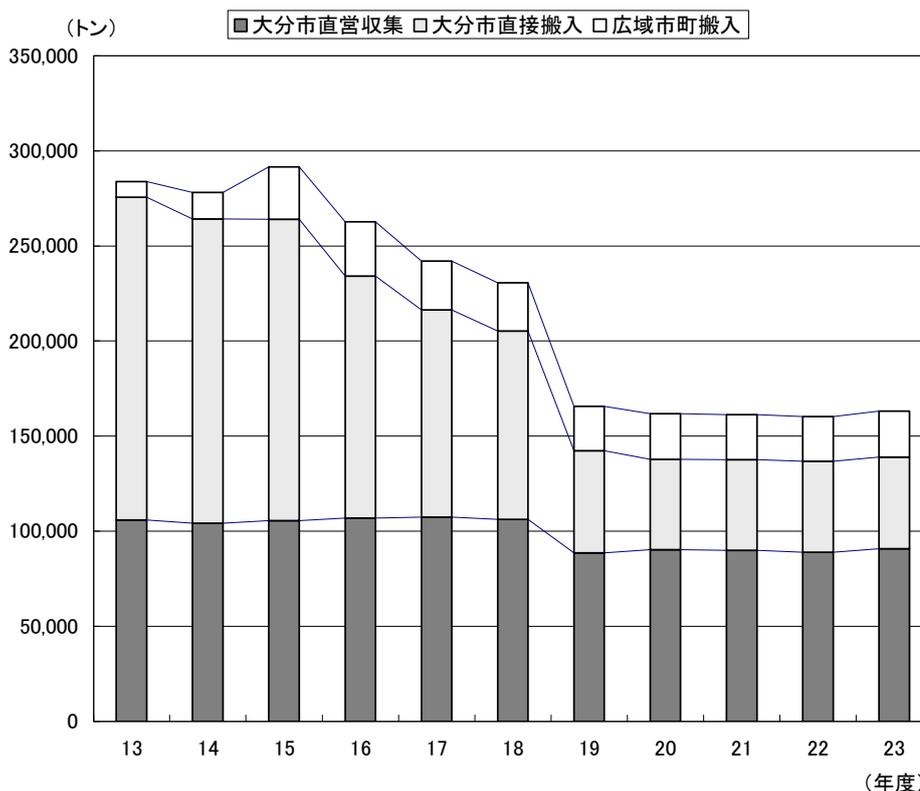
(2) 一般廃棄物処理基本計画

本計画は、本市におけるごみ処理事業の最上位計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものであり、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定める、ごみ処理施策における基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を表すものです。

この計画により、廃棄物の排出抑制・減量化、資源化やその適正処理などに関する施策を総合的・計画的に推進しています。



ごみ搬入実績の推移



(3) 生ごみの減量化

家庭から排出されるごみの多くは調理ごみや残飯などの「生ごみ」といわれています。「生ごみ」には多くの水分が含まれているため焼却効率が悪くなる等の原因となります。

そこで、本市では「生ごみ」の減量化や再資源化を図るため、様々な施策を推進しています。

■生ごみ処理容器貸与事業

コンポスト容器、ボカシ容器（2個1セット）を無償で貸与し、その利用状況等についての巡回指導等を行うことにより、生ごみの減量化・堆肥化の推進を図っています。



生ごみ処理容器貸与実績

	18年度 以前	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	廃止 件数	貸出件数 合計
コンポスト(件)	8,659	616	490	599	431	590	622	10,763
ボカシ(セット)	3,194	207	182	165	152	182	389	3,693
減量効果 (t)	17,482	936	967	876	1,024	900		22,185

■生ごみ処理機器購入補助事業

生ごみの一層の減量とリサイクルの推進を図るため、平成13年度から開始しました。電動式・非電動式ともに本体購入価格の2分の1の補助（上限：電動式2万2千円、非電動式1万1千円）を行っています。

生ごみ処理機器購入補助実績

	18年度 以前	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	累計
補助件数	3,972 件	295 件	218 件	153 件	111 件	110 件	4,859 件
内訳	電動式	(3,965 件)	(291 件)	(214 件)	(151 件)	(108 件)	(4,838 件)
	非電動式	(7 件)	(4 件)	(4 件)	(2 件)	(3 件)	(21 件)
減量効果 (t)	3,966 t	479 t	394 t	294 t	259 t	183 t	5,575 t

■生ごみのコミュニティ回収事業

地域単位（20～50世帯）で生ごみ処理機を利用し、その生成物を堆肥として利用することにより、環境意識の醸成やコミュニティの活性化を図ることを目的としています。現在、広内地区と竹中高城地区の2地区で取組みを行っています。



(生ごみ処理機)

■段ボールコンポスト普及啓発事業

多様化する市民のニーズに対応するため、家庭で比較的手軽にできる段ボール箱を使用したコンポスト容器の支給事業を平成 21 年度から開始しました。

段ボールコンポストとは、「段ボール箱」に「ピートモス」・「もみ殻くん炭」を混ぜ合わせたものに、生ごみを入れ堆肥化するもので、1 世帯 1 セットずつ 4 セットの支給を行い、4 セット終了後、再度申請することにより、継続して取り組むことができます。



(段ボールコンポスト容器の作り方)

段ボールコンポスト申請数

	H21	H22	H23	累計
支給世帯	989	920	928	2,837
減量効果 (t)	66	79	80	225

(4) ごみ減量推進事業所の指定

平成 6 年度より、大規模事業所を「ごみ減量推進事業所」として指定し、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量計画書の作成・提出を求めることにより事業系廃棄物の減量を図っています。

指定基準は、床面積の合計が 3,000 m²以上の事業所（市内に有するもの）又は、その他ごみ減量効果が大きいとして市長が特に認めるもの（ただし、市内に有する面積が 500 m²以上のもの）となっています。

平成 24 年 3 月末現在 121 事業所をごみ減量推進事業所として指定しています。

ごみ減量推進事業所数

	18 年度 以前	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	廃止 件数	指定数 合計
事業所数	142	0	0	0	2	0	23	121

(5) エコショップ認定

ごみ減量やリサイクル・環境保全等に積極的に取り組んでおり、認定基準を満たしている小売店舗等をエコショップとして認定し、認定票及び認定証を交付するとともに、大分市ホームページ等を利用して公表を行うエコショップ認定事業を平成 12 年度から実施し、事業者及び市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図っています。

認定を受けた事業者は、計画書及び実績報告書を毎年市長に提出し、環境保全に留意しながらごみ減量・リサイクルを実践しています。

平成 24 年 3 月末現在 85 事業所をエコショップとして指定しています。



(6) 多量排出事業者に対する指導

事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を発生させる事業者に対し、発生抑制と減量化計画策定の指導に努めています。

また、多量排出事業者から提出のあった産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書及び処理計画に係る実施状況報告書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項及び第12条の2第12項の規定に基づき公表しています。

処理計画書及び実施状況報告書提出事業者数

業種	産業廃棄物 処理計画書	特別管理 産業廃棄物 処理計画書	産業廃棄物 処理計画実施 状況報告書	特別管理 産業廃棄物 処理計画実施 状況報告書
建設業	43		23	
製造業	14	11	15	11
鉱業	1		1	
電気・ガス・水道業	4		6	
通信業	1		1	
医療業		5		1
サービス業		2		1
計	63	18	46	13

(実施状況報告書数は、22年度に提出した計画書に対する報告数)

(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

ごみの減量やリサイクルの推進を図るため、平成3年11月1日に「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」を設置し、市内におけるごみの減量やごみの再資源化・再利用等についての検討・協議を行っています。

※ 協議会委員構成	計	22名
市民の代表者		9名
関係団体の代表者		12名
市職員		1名



施策 2

リサイクルの推進

(1) 有価物集団回収運動促進事業

昭和 51 年度から始めた新聞紙等の集団回収運動は、市民参加のリサイクル運動として取組み、ごみの減量・再資源化を図っていくうえで大きな成果を上げるとともに、地域におけるコミュニティづくりに貢献しています。

平成 5 年度には、回収団体の活動意欲の高揚を図るため、定額制による報償金制度の導入を行いました。

この運動をさらに拡大し、地域に密着させていくため、平成 8 年度からこれまでの定額制に加え、従量制を取り入れた制度の見直しを行い、回収団体の活動意欲の高揚と回収実績の向上を目指すこととしています。なお、平成 23 年 6 月からは新たに廃食用油を報償金対象品目に加えています。

有価物集団回収運動実施状況

年度	実施団体数	回収重量(t)
H12以前	591	141,949.74
H 13	572	7,066.12
H 14	536	6,186.36
H 15	523	6,054.79
H 16	515	5,788.19
H 17	518	5,450.94
H 18	517	5,077.87
H 19	505	4,727.67
H 20	517	4,308.66
H 21	496	3,967.80
H 22	501	3,742.32
H 23	525	3,617.48
累計		197,937.94

(2) 剪定枝等のリサイクル

埋立場の延命化と資源の再利用を図るため、埋立場に排出される廃棄物の中で、庭木、公園内の樹木等の剪定枝等のリサイクルを行っています。

剪定枝資源化量

年度	H 20	H 21	H 22	H 23	合計
資源化量 (t)	962.14	838.68	582.22	754.63	3,137.67

(3) 資源物の分別回収

平成 10 年 1 月から家庭から排出される「缶・びん・ペットボトル」を資源物として分別収集を開始しました。さらに平成 13 年 4 月からは「新聞類」「その他紙類」「布類」、平成 19 年 4 月からは「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始し、平成 20 年 4 月に一部見直しを行い汚れの落ちにくいレトルト容器や洗いにくいラップ・チューブ類などを「燃やせるごみ」としました。

缶・びん・ペットボトル回収実績

年度	回収量(t)
9	849.39
10	4,181.33
11	4,447.30
12	4,502.29
13	4,671.92
14	4,481.26
15	4,454.55
16	4,494.17
17	5,245.92
18	5,548.00
19	5,958.90
20	6,006.03
21	5,985.09
22	5,881.30
23	5,495.38

新聞類・その他紙類・布類

年度	回収量(t)
13	12,324.83
14	12,185.88
15	12,102.02
16	11,779.48
17	11,690.47
18	12,314.15
19	17,053.24
20	15,344.13
21	14,162.16
22	13,638.23
23	13,352.59

プラスチック製容器包装

年度	回収量(t)
16	15.00
17	129.21
18	116.14
19	4,394.51
20	3,459.28
21	3,014.14
22	2,812.76
23	2,582.55

(4) 牛乳パック回収事業

牛乳やジュースの紙パックの再資源化を図るために、平成4年度から事業に取り組んでいます。

市の施設（本庁・各支所・地区公民館等）23ヶ所に回収箱を設置し、福祉施設が回収を行っています。

牛乳パック回収実績

年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)
4	1,858	12	2,745	20	623
5	3,111	13	1,456	21	503
6	3,840	14	1,147	22	1,957
7	3,979	15	1,107	23	1,809
8	5,234	16	897		
9	3,244	17	874		
10	4,434	18	908		
11	3,666	19	596	累計	43,988 kg

※平成22年度からイベントでの回収を加算

施策 3

産業廃棄物適正処理の監視

(1) 立入調査

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の規定に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入調査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っています。

監視・調査内容(平成23年度)	件数
立入調査	768
水質調査	317
焼却施設等ダイオキシン類濃度調査	13
産業廃棄物最終処分場測量調査	4
計	1,102

(2) 不法投棄パトロール

産業廃棄物の不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し原状回復を基本に対処しています。

(3) 処理施設の円滑な設置と適正な配置

産業廃棄物処理施設の許可等においては、排出量、処理施設の処理能力などに応じて、その適正な配置に努めています。

産業廃棄物処理施設

処理施設の種類の種類	件数
汚泥の脱水施設	24
汚泥の乾燥施設	2
廃油の油水分離施設	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	3
廃プラスチック類の破碎施設	10
木くず又はがれき類の破碎施設	55
コンクリート固型化施設	1
汚泥の焼却施設	7
廃油の焼却施設	9
廃プラスチック類の焼却施設	11
その他の産業廃棄物の焼却施設	21
産業廃棄物の最終処分場	24
計	169

許可対象外の産業廃棄物処理施設

処理施設の種類の種類	件数
汚泥の脱水施設	10
汚泥の乾燥施設	5
廃油の油水分離施設	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	7
廃プラスチック類の破碎施設	43
木くず又はがれき類の破碎施設	11
その他の産業廃棄物の破碎施設	17
その他の産業廃棄物の焼却施設	6
その他の産業廃棄物処理施設	83
計	188

(平成 24 年 3 月 31 日現在)



第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

施策1

水の効率的な利用促進

(1) 雨水貯留施設設置補助

都市の保水力を高め、また、雨水を庭木の散水や災害時における初期消火などに有効活用できるよう、市民が雨水貯留施設を設置する場合、費用の一部を助成しています。制度や実績については、以下の表のとおりです。

対象者の要件 (右を全て満たす方)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内において雨水貯留施設を設置する建築物と同一の敷地内に居住していること ②同一世帯の方が過去5年以内にこの補助金の交付を受けていないこと ③市税の滞納がないこと 												
対象施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を備えていること ②貯留容量が100リットル以上であること ③設置から5年以上使用できると認められること ④雨水タンクについては、水栓・オーバーフロー対応・転倒防止施設を備えていること ⑤浄化槽転用施設については、水栓及びポンプ設備(自動停止機能を備えているものに限る)があること 												
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①雨水タンクについては、製品の本体価格・付属品価格・設置費用・配送費・消費税等のすべての経費 ②浄化槽転用施設については、雨どいからの配管工事等に加えポンプ価格・設置費・消費税等のすべての経費 <p>※工具、脚立、作業台等の購入費用は対象外</p>												
補助金額	<p>対象経費の2分の1(1,000円未満は切り捨て) 補助限度額=雨水タンクは25,000円、浄化槽転用施設は50,000円</p> <p>※平成22年度までは、どちらも30,000円</p>												
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成19年度</td> <td style="text-align: right;">32件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">70件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">77件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: right;">77件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: right;">86件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">342件</td> </tr> </table>	平成19年度	32件	平成20年度	70件	平成21年度	77件	平成22年度	77件	平成23年度	86件	合計	342件
平成19年度	32件												
平成20年度	70件												
平成21年度	77件												
平成22年度	77件												
平成23年度	86件												
合計	342件												

施策 2

消費生活における省エネルギーの促進

(1) リフォーム教室・リフォーム作品展

ごみ減量や資源保護への関心が高まるなかで、省資源・省エネルギーを心がけた生活を送っていただけるよう、リフォーム教室や毎年 2 月の省エネルギー月間に合わせて、家庭で使われなくなった衣類や小物を利用した作品展を開催し、意識の向上を図っています。



(2) 市民エコ・ライフ運動

市民一人ひとりの日常生活における地球温暖化防止に向けた取組として、節電、節水、省資源、省エネルギー、リサイクルなど環境に配慮した行動の促進を図るため、平成 11 年 11 月から「市民エコ・ライフ運動」を展開し、定期的に「エコ・クッキング講習会」を行っています（内容は P82 第 5 章第 1 節施策 3 に掲載）。

施策 3

新エネルギー導入の促進

(1) ごみ焼却余熱利用発電

佐野清掃センター清掃工場及び福宗環境センター清掃工場では、焼却によって発生する熱を積極的に利用した高効率の発電設備（佐野清掃センター清掃工場：9,500 k w、福宗環境センター清掃工場 6,000 k w）を設置し、工場内の冷暖房及び給湯設備に利用するほか、余剰電力を電力会社に売電しています。さらに、佐野清掃センター清掃工場では、隣接する佐野植物公園に温水を供給しています。

年 度	施設名	発電電力量 (kwh)	売電電力量 (kwh)	売電収入額 (円)
H 20	佐野清掃工場	28,024,370	5,766,480	49,579,639
	福宗清掃工場	21,026,730	10,400,460	87,994,609
H 21	佐野清掃工場	26,680,900	5,939,220	50,316,330
	福宗清掃工場	23,164,200	11,649,060	97,979,787
H 22	佐野清掃工場	25,308,910	5,041,200	42,966,235
	福宗清掃工場	24,054,750	12,294,960	103,937,691
H 23	佐野清掃工場	28,079,300	6,391,920	55,737,298
	福宗清掃工場	26,208,200	14,202,600	119,705,917



第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

施策1

地球温暖化対策の推進

「地球温暖化」は、地球全体の環境に影響を及ぼし、人類の生存基盤を危うくしかねない最も深刻な問題になっており、その対策として、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。

わが国の動向

平成5年	「環境基本法」施行 ・地球環境問題や国際協力への対応	環境政策を総合的かつ計画的に推進するための枠組
平成6年	「環境基本計画」策定	
平成9年12月	地球温暖化防止京都会議 ・温室効果ガスの削減に向けての世界的な取組を確認 ・日本の目標『2008年～2012年の5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）と比較して6%削減』	
平成10年	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）制定 ・国、地方公共団体、事業者及び住民それぞれの責務を明確化 ・都道府県、市町村に「温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画」の策定を義務化	
平成20年	「温対法」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という）改正（平成22年4月施行） ・一定規模以上の事業者に、エネルギー使用量や温室効果ガスの排出量の管理、算定、報告を義務化	
平成22年1月	「チャレンジ25」キャンペーン ・温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを目標	

平成20年6月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を中心に策定した「大分市地球温暖化対策行動指針」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進し、一人でも多くの市民、事業者がこの地球温暖化問題への理解を深め、主体的にまた協働して取り組む市民運動へと展開しています。

なお、大分市の温暖化の状況については資料編P139 資9-3、P140 資9-4を参照ください。



アスマるくん

(大分市地球温暖化防止キャラクター)

大分市における二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素の削減目標	排出部門	削減目標の対象	現況年度（平成16年度）に対する削減目標	
			中間目標年度（平成24年度）	目標年度（平成28年度）
	民生（家庭）部門	1世帯あたりの二酸化炭素排出量	6% 削減	10% 削減
	民生（業務）部門	床面積（㎡）あたりの二酸化炭素排出量	8% 削減	13% 削減
	運輸（自動車）部門	1台あたりの二酸化炭素排出量	15% 削減	22% 削減

(1) 大分市地球温暖化対策実行計画

本市においては、職員自らの行政活動を環境に配慮したものとするため、平成 10 年 4 月より「大分市エコ・オフィス運動」に取り組み、また、「温対法」に規定される地方公共団体実行計画として、平成 14 年 4 月に「大分市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

本実行計画は、本市の事務・事業より排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組み、併せて「大分市エコ・オフィス運動」を継続することで、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

平成 17 年度には、副市長を本部長とする「大分市地球環境保全推進本部」を設置し、本実行計画の推進体制を整備し、平成 19 年度からは第 2 期計画として改定し、取組を継続しています。

■計画期間、数値目標

現行の第 2 期計画期間は、平成 19 年度から平成 24 年度までで、基準年度は平成 17 年度です。

対象となる物質は、全ての温室効果ガスで、数値目標は次の表のとおりです。

大分市地球温暖化対策実行計画																					
対象物質	①二酸化炭素 (CO ₂) ②メタン (CH ₄) ③一酸化二窒素 (N ₂ O) ④ハイドロフルオロカーボン (HFC) ⑤パーフルオロカーボン (PFC) ⑥六フッ化硫黄 (SF ₆)																				
排出量の削減目標	基準年度(平成 17 年度)比で平成 24 年度までに 6,178 t-CO ₂ (6%) を削減する。(計画期間：H19～H24) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標 (t - CO₂)</th> <th>総排出量 (t - CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準年 H17</td> <td>—</td> <td>102,971</td> </tr> <tr> <td>目標年度 H24</td> <td>6,178 削減</td> <td>96,793</td> </tr> </tbody> </table>		削減目標 (t - CO ₂)	総排出量 (t - CO ₂)	基準年 H17	—	102,971	目標年度 H24	6,178 削減	96,793											
	削減目標 (t - CO ₂)	総排出量 (t - CO ₂)																			
基準年 H17	—	102,971																			
目標年度 H24	6,178 削減	96,793																			
分野別目標行動(方針)	活動区分及び、分野別目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>活動区分 / 分野別目標</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気使用量</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>水の使用量</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>A重油、灯油、都市ガス、LPG</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>コピー用紙の使用量</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>ガソリン、軽油</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>庁舎等からの廃棄物量</td> <td>10%以上 削減</td> </tr> <tr> <td>廃棄物のリサイクル率</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>環境に配慮した製品のグリーン化率</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>低公害車の導入割合</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table> 1. 財(物品等)の購入に当たっての配慮 2. 財(物品等)やサービスの使用にあたっての配慮 3. 物品の廃棄に当たっての配慮 4. 建築物の建築、管理、解体にあたっての配慮 5. 発注工事や施設管理委託にあたっての配慮	活動区分 / 分野別目標	数値目標	電気使用量	10%以上 削減	水の使用量	10%以上 削減	A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減	コピー用紙の使用量	10%以上 削減	ガソリン、軽油	10%以上 削減	庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減	廃棄物のリサイクル率	50%以上	環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上	低公害車の導入割合	50%以上
活動区分 / 分野別目標	数値目標																				
電気使用量	10%以上 削減																				
水の使用量	10%以上 削減																				
A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減																				
コピー用紙の使用量	10%以上 削減																				
ガソリン、軽油	10%以上 削減																				
庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減																				
廃棄物のリサイクル率	50%以上																				
環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上																				
低公害車の導入割合	50%以上																				

■「大分市地球温暖化対策実行計画」に係る平成 23 年度実績について

本実行計画に係る平成 23 年度温室効果ガスの活動区分別排出量は表 1 のとおりです。

平成 23 年度実績は、平成 17 年度との比較で 62.6% (64,482t-CO₂) の増加となりました。

(注 1) 増加の要因は、平成 20 年に改正された「温対法」に基づく算定方法等に合わせ、算定対象を全市有施設としたこと及び、算定方法を変更したためです。なお、従前の算定方法によると平成 23 年度実績は「84,581t-CO₂」となり、平成 17 年度との比較で 17.9%の減少となります。

また、本実行計画に係る平成 23 年度温室効果ガス（種類）別排出量は、表 2 のとおりです。

最後に、本実行計画に係る平成 23 年度分野別目標の削減実績は、表 3 のとおりです。

表 1 温室効果ガスの活動区分別排出量

活動区分	H17(合併後)		H21		H22		H23		増減率 % (H23/H17)	増減率 % (H23/H22)	
	活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)	活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)	活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)	活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)			
電気の使用	買電(kWh)	83,136,675	29,680 (28.8)	88,910,592	33,253 (21.7)	89,565,452	33,497 (23.1)	90,389,767	33,806 (20.2)	13.9	0.9
	売電(kWh)	34,648,111	12,369 (12.0)	17,587,810	6,822 (4.4)	17,326,970	6,721 (4.6)	20,593,160	7,988 (4.8)	-35.4	18.9
	売買差(kWh)	48,488,564	17,311 (16.8)	71,322,782	26,430 (17.2)	72,238,482	26,776 (18.5)	69,796,607	25,818 (15.4)	49.1	-3.6
燃料の燃焼	ガソリン(ℓ)	357,946	827 (0.8)	392,471	911 (0.6)	391,859	910 (0.6)	365,015	847 (0.5)	2.4	-6.9
	灯油(ℓ)	1,198,261	3,028 (2.9)	1,090,033	2,714 (1.8)	905,337	2,254 (1.6)	804,082	2,002 (1.2)	-33.9	-11.2
	軽油(ℓ)	615,873	1,626 (1.6)	460,853	1,191 (0.8)	450,739	1,165 (0.8)	474,930	1,228 (0.7)	-24.5	5.4
	A重油(ℓ)	214,043	593 (0.6)	69,875	189 (0.1)	68,098	185 (0.1)	72,443	196 (0.1)	-66.9	5.9
	LPG(m ³)	46,246	304 (0.3)	96,994	579 (0.4)	105,805	632 (0.4)	93,579	559 (0.3)	83.9	-11.6
	天然ガス(m ³)	—	—	6,358	14 (0.0)	6,309	14 (0.0)	3,505	8 (0.0)	—	-42.9
	都市ガス(m ³)	827,115	1,919 (1.9)	1,005,433	2,310 (1.5)	1,039,425	2,388 (1.6)	1,040,023	2,389 (1.4)	24.5	0.0
	計		8,297 (8.1)		7,909 (5.2)		7,547 (5.2)		7,229 (4.3)	-12.9	-4.2
一般廃棄物の焼却(t)	180,181	2,787 (2.7)	168,598	2,967 (1.9)	168,120	2,958 (2.0)	175,492	3,088 (1.8)	10.8	4.4	
一般廃棄物中のプラスチック類の焼却(t)	12,279	32,417 (31.5)	34,477	95,501 (62.2)	32,396	89,738 (61.9)	40,500	112,185 (67.0)	246.1	25.0	
熔融炉でのコークスの使用量(t)	5,293	17,148 (16.7)	5,626	17,831 (11.6)	4,735	15,006 (10.4)	5,062	16,042 (9.6)	-6.4	6.9	
廃棄物の埋立て処分(t)	9,561	22,670 (22.0)	30	47 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	皆減	—	
下水の処理量(m ³)	34,973,911	646 (0.6)	37,816,385	2,575 (1.7)	38,859,025	2,646 (1.8)	41,872,964	2,851 (1.7)	341.4	7.8	
下水汚泥の焼却量(t)	5,779	1,598 (1.6)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	皆減	—	
し尿の処理量(m ³)	—	—	122,064	184 (0.1)	123,599	187 (0.1)	122,383	185 (0.1)	—	-1.0	
その他		97 (0.1)		65 (0.0)		57 (0.0)		56 (0.0)	-42.3	-1.8	
合計		102,971 (100)		153,509 (100)		144,915 (100)		167,453 (100)	62.6	15.6	
				87,322		84,528		84,581 (注1)	-17.9	0.1	

表2 温室効果ガス（種類）別排出量

種類	主な発生源	H17(合併後)	H21	H22	H23	増減 % (H23/H17)	増減 % (H23/H22)
		排出量(t-CO2)	排出量(t-CO2)	排出量(t-CO2)	排出量(t-CO2)		
		構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)	構成割合(%)		
二酸化炭素 (CO2)	・電気使用・燃料使用(コークス、ガソリン、灯油等) ・一般廃棄物(プラスチック類)の焼却	75,002 (72.8)	147,675 (96.2)	139,067 (96.0)	161,274 (96.3)	115.0	16.0
メタン (CH4)	・一般廃棄物の焼却 ・下水道処理 ・自動車走行	23,461 (22.8)	765 (0.5)	738 (0.5)	793 (0.5)	-96.6	7.5
一酸化二窒素 (N2O)	・燃料使用(灯油、A重油) ・一般廃棄物の焼却 ・自動車走行	4,466 (4.3)	5,056 (3.3)	5,102 (3.5)	5,376 (3.2)	20.4	5.4
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・封入カーエアコンの使用	42 (0.04)	13 (0.01)	8 (0.01)	11 (0.01)	-73.8	32.2
パーフルオロカーボン (PFC)	・冷媒として封入されている製品の使用	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	-	-
六フッ化硫黄 (SF6)	・電気設備に封入された電気絶縁ガス	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	-	-
合計		102,971 (100)	153,509 (100)	144,915 (100)	167,453 (100)	62.6	15.6

表3 平成23年度分野別目標の削減実績

計画分野		数値目標	H17 (合併後)	H21	H22	H23	増減 (H23/H17)	増減 (H23/H22)
① エネルギー・ 資源等	電気使用量 (kWh)	10%以上削減	48,488,564	71,322,782	72,238,482	69,796,607	43.9 %	△3.4 %
	A重油 (ℓ)	10%以上削減	214,043	69,875	68,098	72,443	△66.2 %	6.4 %
	灯油 (ℓ)	10%以上削減	1,198,261	1,090,033	905,337	804,082	△32.9 %	△11.2 %
	都市ガス (m³)	10%以上削減	827,115	1,005,433	1,039,425	1,040,023	25.7 %	0.1 %
	LPG (m³)	10%以上削減	46,246	96,994	105,805	93,579	102.3 %	△11.6 %
	ガソリン (ℓ)	10%以上削減	357,946	392,471	391,859	365,015	2.0 %	△6.9 %
	軽油 (ℓ)	10%以上削減	615,873	460,853	450,739	474,930	△22.9 %	5.4 %
	水使用量 (m³)	10%以上削減	1,183,364	1,044,073	1,010,727	913,625	△22.8 %	△9.6 %
	コピー用紙使用量 (kg)	10%以上削減	457,185	449,649	451,747	428,802	△6.2 %	△5.1 %
	庁舎等からの廃棄物量 (うち資源物量) (kg)	10%以上削減	1,250,961 (426,581)	1,123,402 (589,204)	1,070,961 (585,706)	1,020,564 (527,486)	△18.4 % (23.7%)	△4.7 % (△ 9.9%)
	廃棄物のリサイクル率	50%以上	34.1%	52.4%	54.7%	51.7%		
	環境配慮製品のグリーン化率 (グリーン物品項目数/単価契約物品項目数)	70%以上	57.1% (64/112)	53.1% (52/98)	63.7% (65/102)	65.7% (67/102)		
	低公害車の導入割合 (導入台数累計/総台数)	50%以上	12.6% (104/828)	30.7% (265/864)	32.3% (268/831)	35.3% (281/795)		

計画分野		数値目標	H18 (基準年度)	H21	H22	H23
② の一般 焼却廃 棄物 ※物	ごみ排出量 (t)	30.9%以上削減	223,170	160,937	159,388	160,603
	削減率 (%)		-	27.9%	28.6%	28.0%
	資源化量 (t)	リサイクル率 32.5%以上	42,774	37,986	35,296	36,262
	リサイクル率 (%)		18.4%	22.7%	21.4%	21.9%
	最終処分量 (t)	最終処分率 3.8%以下	46,216	10,419	12,910	10,513
	最終処分率 (%)		20.7%	6.5%	8.1%	6.5%

※ 「一般廃棄物の焼却」については、「大分市一般廃棄物処理基本計画」が平成19年度に改定され、基準年度、目標値等が見直されたことに伴い、本実行計画における目標値等についても見直しました。

(2) エコエネルギー導入促進事業

太陽光発電設備等、エコエネルギー設備の導入支援を行っています。

NPO 法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を、交付金として当該 NPO 法人に交付する「大分市市民共同発電事業」を実施しています。

平成 23 年度末現在、のつはる少年自然の家(平成 19 年設置)、古国府浄水場(平成 20 年設置)、高崎山おさる館(平成 21 年設置)及び大分市学校給食西部共同調理場(平成 22 年設置)に設置された 4 基の太陽光発電設備が稼働しています。

(3) 温室効果ガス削減推進事業

温室効果ガス削減対策を考えるための市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた身近な対策を提起し、市民運動として展開しています。

■「地球温暖化対策おおい市民会議」の開催

平成 19 年 12 月に本市の地球温暖化防止の取組の推進母体として市民、事業者、行政からなる「地球温暖化対策おおい市民会議」を設置しました。

平成 23 年度は、3 回の会議と 8 回の部会を開催し、「おおい市民一斉省エネチャレンジ」や「おおい市民環境大学」、「(仮称)大分市地球温暖化対策実行計画」等についての協議を行いました。

■「おおい市民一斉省エネチャレンジ」の実施

全市域一斉に、市民、事業者が家庭や事業所、地域で節電、節ガス、節水やエコドライブ等、さらなる省エネ行動に挑戦していただくことを目的に、継続的な市民運動として 6 月の環境月間中と 12 月の地球温暖化防止月間中に実施しました。

◎基本チャレンジ項目

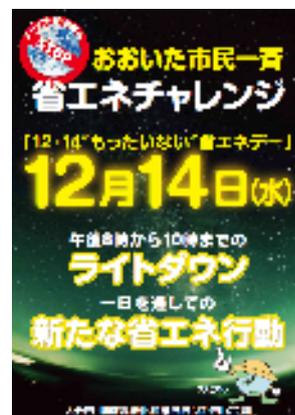
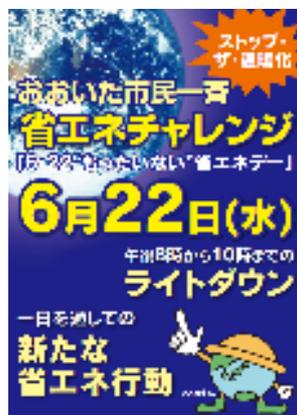
- ・午後 8 時から 10 時までのライトダウンの実施
- ・一日を通しての新たな省エネ行動の実施

①おおい市民一斉省エネチャレンジ 2011 (夏)

- 「6.22 “もったいない”省エネデー」
実施日：平成 23 年 6 月 22 日(水)

②おおい市民一斉省エネチャレンジ 2011 (冬)

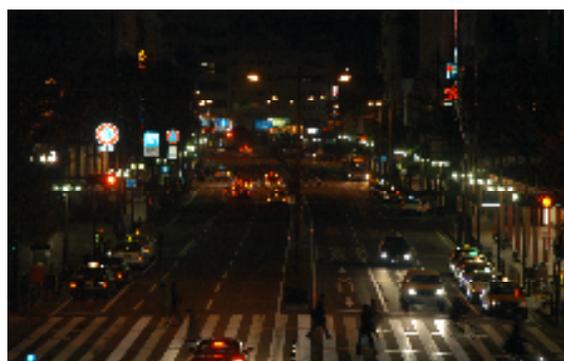
- 「12・14 “もったいない”省エネデー」
実施日：平成 23 年 12 月 14 日(水)



省エネチャレンジポスター



通常の中央通り



ライトダウン後の中央通り

○「1週間エコアクション」(1週間の省エネ行動)

実施期間：平成23年12月12日(月)～18日(日) ※低学年は12月14日(水)のみ

内 容：小学1～4年生(低学年)、小学5、6年生、中学1～3年生(高学年)を対象に、節電、節水などの省エネ行動を実施し、省エネチャレンジ日誌をつける。

実施結果：

① 省エネチャレンジ日誌提出結果

低学年 52.8%

高学年 44.5%

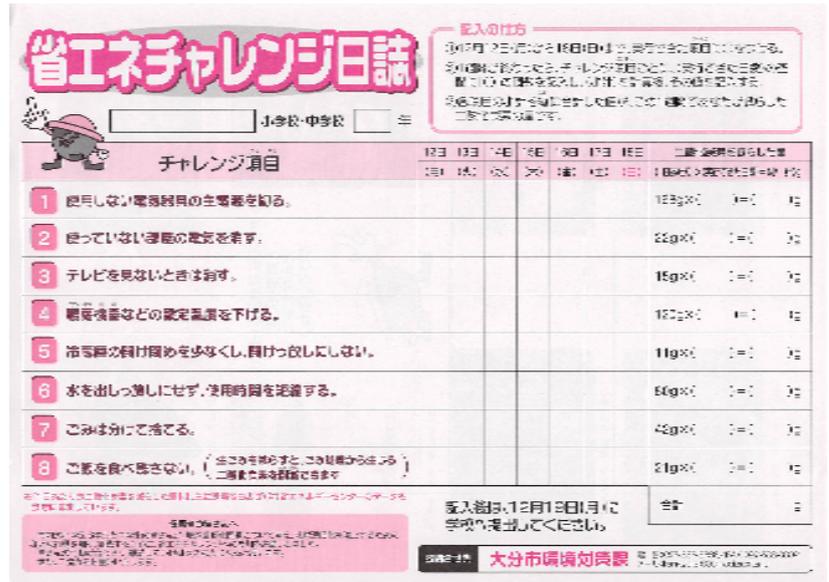
② チェックシートにおける二酸化炭素削減量

小学生(5、6年生) 9,307kg

中学生 16,506kg



〔低学年用〕



〔高学年用〕

省エネチャレンジ日誌

—関連事業—

○「アスマる宣言」

平成22年11月1日から、地球温暖化を防止するため、地球にやさしい取り組みを継続して行うことを宣言していただける方から、「アスマる宣言」を提出していただいています。

宣言用紙は個人用と団体用があり、平成24年3月末日現在で、個人の宣言者数は2,778名、団体の宣言者数は186団体となっています。



アスマる宣言 (個人用)

■マイバッグ運動の推進（レジ袋の無料配布の中止）

平成 21 年 3 月 3 日、県、14 市 2 町、消費者団体、事業者等が参加し「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定締結式」が行われ、6 月 1 日から「レジ袋の無料配布の中止」がスタートしました。本市では、この取組の周知を図るため、校区単位（全市域の自治委員対象）での説明や市報特集号、市ホームページ等で取組紹介を行なうとともに、スタート直前には、県や消費者団体、協定参加スーパー等呼びかけ、大分駅前やスーパー等で、街頭啓発活動を行いました。平成 24 年 3 月末日現在、この取組には、県内の食品スーパー 30 事業者 222 店舗、市内の食品スーパー 13 事業者 83 店舗が参加しており、マイバッグ持参率は県全体及び大分市で 84.9%となっています。



大分駅前での街頭啓発活動

（4）環境にやさしい自動車導入推進事業

エコ自動車（電気自動車・ハイブリッド車等）を購入する市民（個人）に対し、経費の一部を支援することにより、日常生活におけるエネルギーや資源の節約を促し、温室効果ガスの削減を図っています。

（平成 21 年度実績：ハイブリッド車 482 台を対象に助成、1 台あたり 3 万円）

（平成 22 年度実績：電気自動車 5 台を対象に助成、1 台あたり 30 万円）

（平成 23 年度実績：電気自動車 43 台を対象に助成、1 台あたり 10 万円）

施策 2

オゾン層保護の推進

(1) オゾン層保護対策

成層圏のオゾン層を破壊する特定フロン（CFC）等については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、規制スケジュールが定められており、国内においては「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」によって生産規制等が行われています。また、特定フロンの大気中への排出を抑制するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成 14 年に施行され、業務用冷凍空調機器等のフロン類について回収・破壊が義務づけられるとともに、特定フロンの回収業者等の登録が必要となっています。

平成 13 年に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」や平成 17 年に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、冷媒として使用されているフロン類については、再資源化または破壊することが義務づけられています。

施策 3

酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨対策

酸性雨とは、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって降下してくる酸性を帯びた雨のことであり、通常 pH5.6 以下の雨をいいます。

本市では東大分小学校測定局に自動雨水採取装置を設置して、雨量と雨水中の pH を連続監視しています。また、大分市役所（市街地）と田尻小学校（山間部）の 2 ヶ所にろ過式雨水採取器を設置し、年 6 回雨水の採取を行い、pH や導電率等 12 項目について雨水成分の調査を実施しています。

なお平成 23 年度については年 6 回の調査を実施しました。

平成 23 年度の pH 測定結果は以下のとおりです。（資料編 P 138 資 9-1～資 9-2 参照）

平成 23 年度 pH 測定結果

測定地点	最大	最小	平均	加重平均
東大分小学校測定局	6.1	3.7	4.7	4.6
大分市役所	5.8	4.6	5.2	5.0
田尻小学校	4.9	4.3	4.6	4.7

（注 1）東大分小学校は、降雨ごとの平均 pH について最大・最小を評価したものです。

第5章

環境の保全と創造に協働して取り組みます

第1節 教育・学習を進めます

- 施策1 環境情報の整備と活用
- 施策2 学校・地域における環境教育・学習の推進
- 施策3 地産地消と食育の推進

第2節 協働の体制づくりを進めます

- 施策1 人材の発掘、育成とネットワーク化
- 施策2 市民、事業者の環境保全行動の促進



第1節 教育・学習を進めます

施策1

環境情報の整備と活用

(1) ごみ減量・リサイクル懇談会等での啓発活動

平成23年度は、7月に「ごみ減量・リサイクル懇談会」を市内13公民館で開催し、家庭から排出される「ごみ・資源物」の現状や処理費用、ごみ減量化事業の紹介をするなかで、ごみ減量・リサイクルの啓発を実施しました。(23年度来場者は500人)

また、各種団体、自治会からの要請により、ごみ減量・リサイクルについて係員による説明を実施しています。(23年度は38回で1397人対象)

その他、市報・ホームページ・リサイクルおおいた・ごみ分別事典等でごみ減量・リサイクルの啓発を行なっています。



(2) イベントによる普及・啓発活動

広く市民に対して、ごみ減量・リサイクル運動への参加を呼びかけ、これらの運動が地球の資源と環境を守るために、いかに大切なことであるかを、各種イベントを通じて訴えている。6月の環境展では、NPOや各種団体などと共同開催し、来場者にごみ減量・リサイクルの啓発を実施しました。

また、10月の生活文化展や消費生活展では、啓発ブースを設置するなかで、生ごみ減量事業の紹介や古着の無償提供などを実施しました。(23年度来場者は1,505人)



(3) 大分エコライフプラザ

平成 19 年 4 月に大分市福宗環境センター内にリサイクルの啓発施設を併設し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

開館時間：午前 9 時～午後 5 時

休館日：毎週月曜日

(ただし祝日の場合は翌日)

住所：大分市福宗 618 番地

電話番号：097-588-1410



大分エコライフプラザ

<大分エコライフプラザでの主な催し物>

○ フリーマーケット

毎月第 1 日曜日（午前 10 時～午後 1 時）にフリーマーケット（出店は無料）を開催しています。

○ 再生家具、再生自転車の抽選会（無料）

毎月第 1 日曜日（1 月は第 2 日曜日、午後 0 時 30 分から）に抽選会を行っています。

粗大ごみとして出された家具や自転車のうち、まだ使えるものや簡単な整備で使えるようになるものを無料（自転車の防犯登録料 500 円は実費）で譲渡しています。



フリーマーケットの様子

○ エコライフ体験教室

体験工房において、ごみ減量活動の一環としてさまざまな体験教室を毎月開催しています。

「つち玉（植木鉢）づくり」「古布の小物づくり」「ステンドグラスのランプづくり」「紙すき体験教室」「廃油せっけんづくり」が行われています。

○ 古着の引受け・引渡し

家庭で不用になった古着を無償にて引き受け、希望する方へ譲渡する「古着リユースコーナー」を設置しています。なお、下着や古着で汚れたものなどは引取りできない場合もあります。

施策 2

学校・地域における環境教育・学習の推進

(1) 環境月間行事

環境展や環境ポスター展を通じて環境に関する理解と意識の高揚を図りました。

■環境展

1. 開催日 平成 23 年 6 月 5 日(日)
2. 場 所 ガレリア竹町ドーム広場、若草公園
3. 内 容 事業者、各種団体の参加のもと、市民一人ひとりの環境に配慮する意識の高揚を図るため、大分市環境展を実施しました。

ガレリア竹町ドーム広場 会場

- ・環境にやさしい自動車の展示
- ・リフォーム作品の展示・指導
- ・エコグッズの展示
- ・住宅エコポイント相談
- ・合併処理浄化槽模型の展示
- ・下水道に関する相談
- ・こどもエコクラブ活動紹介
- ・中学生環境フォーラム紹介
- ・アサガオの苗 (100 ポット) 無料配布
- ・汚泥リサイクル堆肥の無料配布(計 500 袋)
- ・液体石けん(350ml)の無料配布(計 400 セット)
- ・苗木の無料配布(計 1,000 本)



若草公園 会場

- ・おおいた夢色音楽祭「Green Live2011」
- ・地産地消、フードマイレージの啓発
- ・古着のリサイクル
- ・廃食油の回収
- ・牛乳パック(20 枚)とトイレットペーパー(1 ロール)の交換 など



■環境ポスター展

1. 開催期間 平成 23 年 6 月 24 日(金) ～ 7 月 6 日(水)
2. 場 所 コンパルホール 2 階市民ギャラリー
(6 月 5 日は環境展会場にて展示)
3. 内 容 市内及び、海外の友好都市等の小中学生より応募のあった環境保全をテーマとしたポスターを展示しました。(応募総数 204 点)

■各工場・事業場パトロール

1. 実施日 平成23年6月8日(水)、9日(木)、16日(木)
2. 対象 九州電力(株)、新日鐵化学(株)、大分液化ガス共同備蓄(株)
3. 内容 環境月間中の各事業場における取組等についての聞き取り調査及び、環境対策に係る意見交換を行い、併せて公害防止施設の検査を行うことで、事業場における環境対策の徹底を図りました。

(2) 学習会、講演会

学習会や講演会などを開催し、環境保全に対する市民意識の高揚を図りました。

■学習会

小学校において「緑のカーテン」や「地球温暖化問題」に関する出前講座を行いました。

また、中学校や事業者に対し地球温暖化対策や省エネルギーに関する学習会を行いました。



「緑のカーテン」出前講座の様子

■講演会

おおいた市民環境大学開講記念講演を行いました。

1. 開催日 平成23年9月25日(日)
2. 参加者 171名
3. 講師 東京都市大学環境情報学部 中原 秀樹 教授
4. テーマ 「省エネから小エネへ」



環境大学 開講記念講演の様子

(3) 環境教育副読本

平成4年度から、教育委員会と小学校教諭の協力のもと環境教育副読本を作成しています。

平成19年度からは、清掃管理課が作成していた「くらしとごみ」と統合しました。

これまでは市内の小学校4年生に冊子として配布していましたが、平成22年度版からは、電子情報として市のホームページに掲載し、教育現場での活用を図っています。



平成23年度版副読本

(4) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

■エコスクール整備促進の概要

地球規模の環境問題に対応するため、学校においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設（エコスクール）を整備するとともに、未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられる工夫を行うことが重要となっています。

このため、本市の小・中学校の施設を改築又は新增築する際は、次の3つの事項に留意したエコスクールとしての施設整備に努めています。

- 施設面・・・やさしく造る
 - ・ 学習空間・生活空間として健康で快適である
 - ・ 環境への負荷を低減させる
- 運営面・・・賢く・永く使う
 - ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する
 - ・ 自然エネルギーを有効活用する
 - ・ 無駄なく、効率よく使う
- 教育面・・・学習に資する
 - ・ 環境教育に活用する

■エコスクール整備促進の具体的方法

本市では、主に以下の方法によってエコスクールの整備推進を行っています。

- 太陽光発電型・・・屋上・屋根等に太陽光発電パネルを設置し、発電した電力を活用する。また、太陽光発電システムの表示パネルの設置により省エネ効果を可視化する。(資料編P141 資 9-5 参照)
- 省エネルギー・省資源型
 - ・ 省エネ型設備・・・省エネルギー型の照明器具等の導入を図る。
 - ・ 雨水利用・・・建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、校庭の散水等の利用を図る。
- 自然共生型
 - ・ 建物緑化・・・屋上の緑化等を行うことで自然との共生を考慮した施設とする。
- 木材利用型
 - ・ 地域材等の利用・・・内外装を木質化することにより健康で快適な学習・生活空間の実現を図る。

■現在までの整備状況

本市では、以下の学校の施設についてエコスクールとしての整備を行い、国が行っている「エコスクールパイロット・モデル事業」の認定校としての指定を受けています。

認定校指定年度	学校名	事業内容	
平成15年度	大在西小学校	新築	(H16 年度完成)
平成17年度	王子中学校	体育館改築	(H17 年度完成)
平成 18 年度	上野ヶ丘中学校	校舎改築	(H19 年度完成)
	神崎中学校	校舎改築	(H19 年度完成)
平成 19 年度	松岡小学校	校舎増築	(H20 年度完成)
平成 20 年度	佐賀関小学校	体育館改築	(H20 年度完成)
	佐賀関中学校	体育館改築	(H20 年度完成)
平成 21 年度	大在中学校	校舎増築	(H22 年度完成)
平成 22 年度	大道小学校	校舎改築	(H23 年度完成)
	坂ノ市小学校	校舎改築	(H23 年度完成)
	滝尾中学校	校舎増築	(H23 年度完成)
平成 23 年度	荷揚町小学校	体育館改築	(H23 年度完成)
	南大分小学校	校舎・体育館改築	(H24 年度完成予定)

施策 3

地産地消と食育の推進

(1) エコ・クッキング講習会

地元の食材や旬のものを使う、エネルギーの無駄遣いをしない、調理くずをださない等、環境に配慮した料理方法等を学習しました。

(平成 23 年度実績)

親子エコ・クッキング講習会 2 回

- ・参加人数 65 人
- ・講師 原 孝子先生



親子エコ・クッキングの様子



第2節 協働の体制づくりを進めます

施策1

人材の発掘、育成とネットワーク化

(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議

市民・事業者・行政が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら協働して、温室効果ガス削減に向けた各種の取組を積極的に推進するため、平成19年12月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置しました。

地球温暖化対策の推進に向けた各主体の、自発的かつ具体的な行動や、協働して取り組む重点プロジェクトを促進するため、市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた実効性のある取組を展開していきます。

(2) おおいた市民環境大学

身近な環境問題から地球環境問題まで、最近話題のテーマを中心に、市民の皆さんが気軽に学習できる場として「おおいた市民環境大学」を開設しました（受講生数75名）。

講座（計7回）では、環境について専門知識を有する方、環境活動を実践している方などを講師に招き、講義をしていただきました。

本大学では、受講生一人ひとりが各講座を通して環境についての知識を高め、自分で「考え」、受講生相互が「力を合わせ」、それぞれの環境課題の解決に向けた取組を進めていただくことを目指しています。また、毎年度、修了者を対象にOBとしての組織化を図り、相互学習等を通して環境への理解を深め、家庭、職場、地域のエコリーダーとしての資質の向上を図っています。



第3回講座 施設見学の様子（八丁原地熱発電所）

施策 2

市民、事業者の環境保全行動の促進

(1) こどもエコクラブ

こどもエコクラブって？

幼児から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブです。

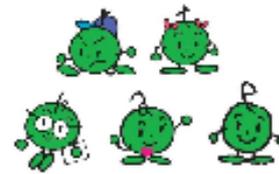


何するの？

子どもたちの興味や関心に基づいて、身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組んでいます。



年 度	現 況
19 年度	9 クラブ
20 年度	10 クラブ
21 年度	9 クラブ
22 年度	9 クラブ
23 年度	8 クラブ



(2) きれいにしょうえおおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として住民の方々にお住まいの地区の里親になっていただき、お住まいの地域をきれいにさせていただくというボランティア清掃活動を開始しました。

初年度は 5 団体を選定し、モデル的に実施し、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開しています。

<対象となる団体>

すでに結成している団体や自治会、学校、会社、気のあう仲間同士で構成し、公共の場所を定期的に無償で清掃をする 2 名以上の団体。

<活動の内容>

活動回数は年 6 回以上とし、申請時に登録した活動区域内の空き缶や吸殻などの散乱ごみの清掃活動を行います。

<市の支援>

活動を行うにあたり必要な物品は市が貸与・支給します。

貸与物品・・・ほうき、火バサミ、ちりとり

支給物品・・・軍手、帽子、ごみ袋

登録団体数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
登録団体数	5 団体	65 団体	39 団体	36 団体	23 団体	23 団体	13 団体	21 団体	225 団体
登録者数	168 人	1,971 人	894 人	600 人	604 人	421 人	204 人	453 人	5,315 人

実活動数	183 団体	4,627 人
------	--------	---------



第 3 部

戦略プロジェクトの推進

本市が抱える環境問題のうち、緊急かつ重要性が高く、より重点的に取り組むべき課題があります。このうち、環境への影響が懸念され、市、市民、事業者及び民間団体の協働のもとに推進することで、より大きな効果が期待できるものとして次の4つのプロジェクトがあります。

第 1 節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

— 「地球市民」としての実践行動 —

第 2 節 4 R 推進プロジェクト

— 「もったいない」を合い言葉に —

第 3 節 里地里山保全プロジェクト

— 人の交流がはぐくむ豊かな自然環境 —

第 4 節 推進ネットワーク構築プロジェクト

— 市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて —

上記のポスターは、平成 23 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された江藤千佳さん（明野東小学校）の作品です。

第 1 節

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

- (1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動
- (2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）
- (3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の
取組の推進（市民、事業者）
- (4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）
- (5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）
- (6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

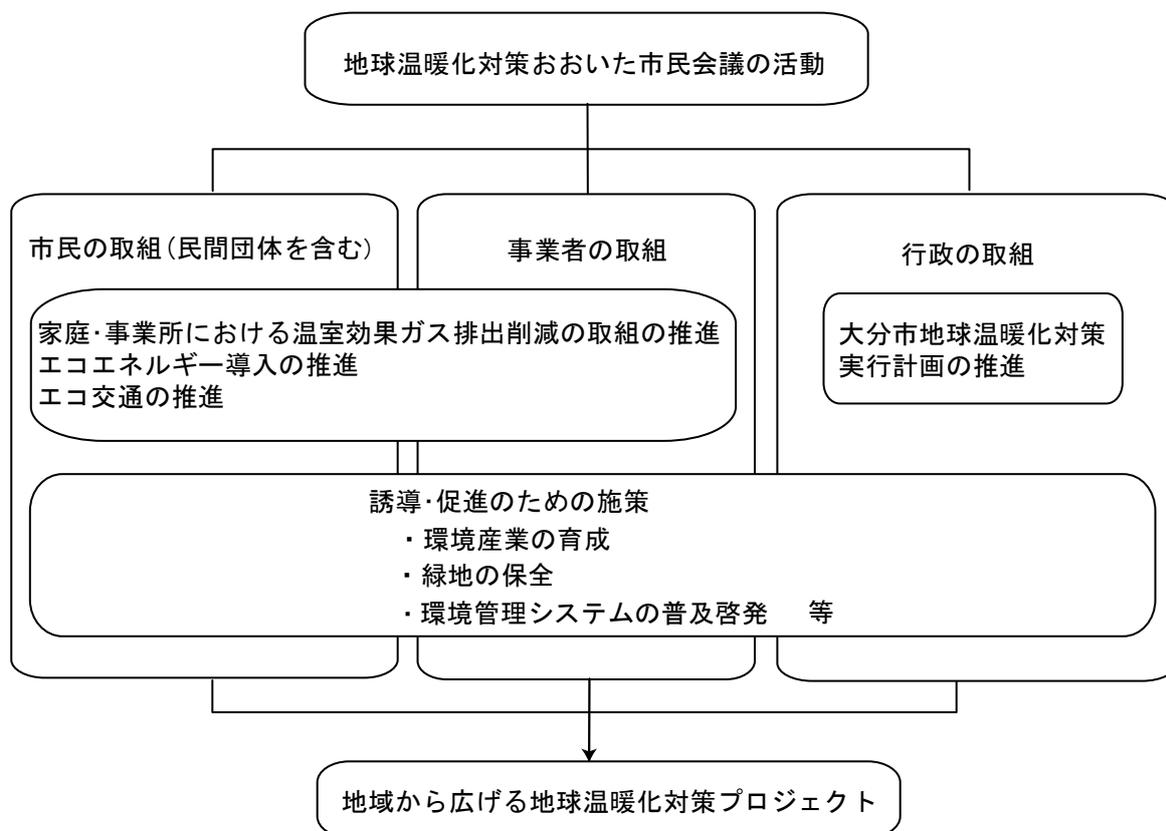


第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト －「地球市民」としての実践行動－

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる重要な環境問題の一つであり、予想される影響の大きさや深刻さから見て、国際的な対応はもとより、私たちの日常生活や事業活動など身近なところから温室効果ガスの排出抑制に努めることが必要です。

このようなことから、温室効果ガス削減対策に取り組むため「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設立（平成19年12月）し、市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域で主体的に、また協働して環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、また緑化活動など身近な地球温暖化対策に向けた取組を実践、展開しています。

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクトの基本的構成



(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動

- ・家庭や事業所、地域における地球温暖化対策への取組の誘導と意識啓発を図り、市民運動へと繋げていきます。
- ・地球温暖化対策おおいた市民会議を本市が進める地球温暖化対策の中心的な組織と位置付け、この市民会議の活動を積極的に推進しています。

実施状況

- 地球温暖化対策に係る協議（以下参照）を3回開催
 - ・省エネチャレンジ2011(夏)(冬)について
 - ・第3期おおいた市民環境大学について
 - ・(仮称)大分市地球温暖化対策実行計画について
 - ・重点プロジェクトについて
 - ・節電対策について など
- 「おおいた市民環境大学運営委員会」を6回開催
- 「(仮称)大分市地球温暖化対策実行計画策定部会」を2回開催

(2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）

- ・市の施設や事務事業を対象に、温室効果ガスの削減を総合的に推進しています。

- ・老朽化した機器の交換に際し、省エネタイプを導入
- ・改正省エネ法、温対法の施行に伴い改組した「大分市地球環境保全推進本部」の推進体制に基づき、新たに設置した「省エネ法・温対法部会」において四半期毎に報告、検証を実施

(3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）

- ・日常生活（家庭）や事業活動（事務所・工場等）における省資源、省エネルギー等の実践行動を全市的な取組として推進しています。

- ・省エネチャレンジ2011(夏)(冬)を実施
- ・「みんなが節電」キャンペーンを実施

(4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）

- ・新築・改築等にあって、エコエネルギー設備（太陽光発電、小型風力発電、バイオマスエネルギー等）の導入を推進しています。

- ・大道小学校、坂ノ市小学校及び滝尾中学校校舎の新増改築に伴い、10kWの太陽光発電システムを設置
- ・水道局横尾浄水場へ10kWの太陽光発電システムを設置

(5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）

- ・出来るだけ、公共交通機関や自転車、徒歩で移動し、自動車に頼らないライフスタイルを推進しています。
- ・環境にやさしい自動車の利用（アイドリングストップ、エコドライブ等）を推進しています。
- ・低公害車や低燃費車など、環境への負荷の少ない車の利用を推進しています。

- ・バスマップの配布、ヘルシー&エコ通勤ウィークの実施
- ・市報6月15日号に「エコドライブを実行しましょう」の記事を掲載
- ・環境にやさしい自動車導入推進事業（電気自動車43台について購入助成）

(6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

- ・産学官の連携・協力により、電気自動車などを導入することで、市民の地球温暖化への関心を高めるとともに、地球温暖化防止に取り組む地場企業の情報を全国に発信します。
- ・市民協働による自然の森づくりを進め、市域内の緑の保全、創出を図ります。
- ・環境管理（環境マネジメントシステム）の普及啓発に努めます。

- ・市民と協働で環境緑化のために植樹「大野川樹林帯第3回 みんなの森づくり市民植樹祭」を実施
- ・「エコアクション 21」の説明会及び大分県との合同コンサルティングの開催

第 2 節

4 R 推進プロジェクト

- (1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会
- (2) 拒否（リフューズ）
- (3) 発生抑制（リデュース）
- (4) 再使用（リユース）
- (5) 再生利用（リサイクル）

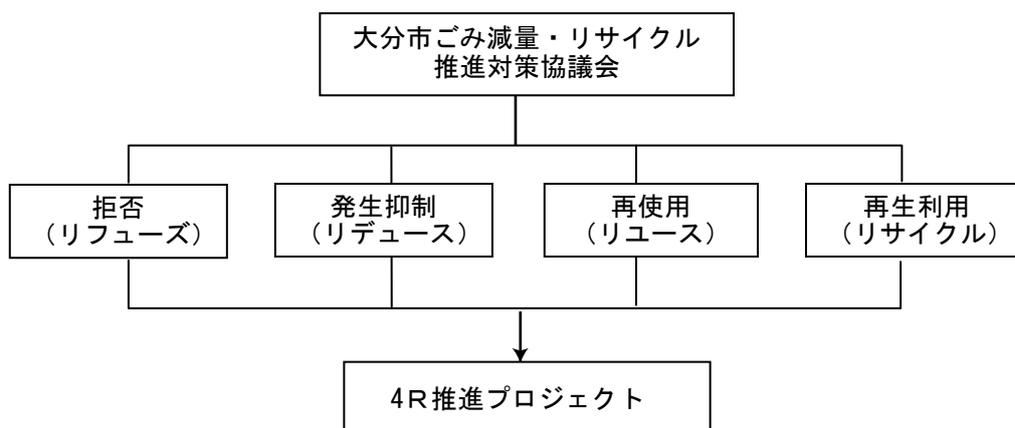


第2節 4R推進プロジェクト －「もったいない」を合い言葉に－

本市では、循環型社会の構築を推進するうえで、ごみ減量の4R「過剰包装の拒否(リフューズ:Refuse)、廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)」を実施しています。

まずごみを出さないことを基本に、「焼却」「埋める」のごみ処理システムから、「分別」「リサイクル」へと転換し、「もったいない」を合い言葉に市民との対話と協働でつくる循環型社会を目指しています。

4R推進プロジェクトの基本的構造



(1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

- ・市民、関係団体の代表などで組織し、ごみ減量化・リサイクルの推進を図っています。

実施状況

- ・大分市ごみ・減量リサイクル推進対策協議会の開催

(2) 拒否(リフューズ)

- ・消費者団体、量販店、商店街等と連携し、レジ袋の削減を推進し、併せてマイバッグ運動を展開しています。

- ・ホームページにてマイバックの持参率等を掲示し、情報提供を実施

(3) 発生抑制（リデュース）

- ・生ごみのコミュニティ回収事業として、希望する自治会や団体に生ごみを堆肥化する機械を貸与し、生ごみの再資源化を図っています。
- ・生ごみ処理機器の購入補助事業、生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ）の貸与事業、段ボールコンポストの支給事業を通じて、家庭から排出される生ごみの減量化を図っています。
- ・ごみ問題の本質であるごみを減らす取組として、分別の徹底を図るとともに、さらなる減量化を図るため、家庭ごみ有料化の導入についても検討を行います。

- ・自治会を対象に電動生ごみ処理機を貸与し、生ごみの再資源化について実証（生ごみ減量効果 H23:4, 286kg）
- ・他都市の事例等の調査・検討
- ・ごみ減量・リサイクル懇談会の開催

(4) 再使用（リユース）

- ・フリーマーケット等を活用し、リユースを推進しています。
- ・「古着リユースコーナー」のPRを進めていきます。

- ・大分エコライフプラザにてフリーマーケットは月1回開催、古着のリユースコーナーは随時受付

(5) 再生利用（リサイクル）

- ・子ども会や自治会などが、地域で古紙・布・缶・びんなどを収集し、回収業者等に売り渡す有価物集団回収（廃品回収）運動促進事業を実施し、ごみの再資源化を図っています。
- ・大分エコライフプラザを活用し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

- ・有価物集団回収運動促進事業の一品目として「廃食用油」を加え、回収を行っている
- ・再生家具・再生自転車の抽選会等を実施

第 3 節

里地里山保全プロジェクト

- (1) 里地里山環境への取組
- (2) 里地里山の保全・再生への体制づくり
- (3) 普及啓発・情報発信の推進



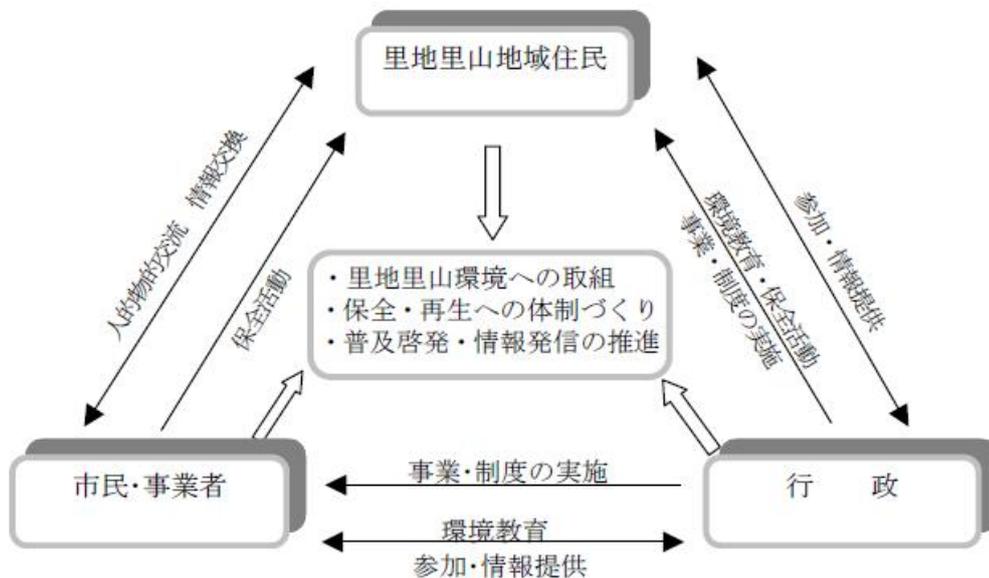
第3節 里地里山保全プロジェクト —人の交流がはぐくむ豊かな自然環境—

里地里山は、都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、人里に近い再生林（アラカシ林、コナラ林など）や育成林、水田、畑、草原、小川などの身近な自然で構成されており、多様な生き物をはぐくむ生息地域となっています。

また、里地里山は、農林産物の生産の場であると同時に、都市近郊においては、人々が自然とふれあう場としての機能を持っています。

本市では、このかけがえのない里地里山と人との新たな関係を構築し、保全と持続可能な利用を図る取組を推進しています。

里地里山保全プロジェクトの基本的構造



(1) 里地里山環境への取組

- ・下草刈り、落ち葉かき、竹の除去、炭焼き等の保全管理のための地域活動を支援しています。
- ・道路、水路、河川等の周辺環境の整備を行っています。
- ・地域の特性や個性を活かした主体的な都市農村交流活動を支援しています。
- ・地元産業を育成し、安心、安全、新鮮な地元産品の流通、消費の拡大を図っています。
- ・多様な生物が生育・生息できるように地域特性に応じた保全活動や環境に配慮した農林業の生産活動を進めています。

実施状況

- ・周辺林地の下草刈り等の活動に対し、中山間地域等直接支払事業により上詰、原村等11協定集落へ交付
- ・市管理河川の草刈りを実施したボランティア団体へ報奨金を支出
- ・水路、農道等の管理活動に対し、中山間地域等直接支払事業により全16協定集落へ交付
- ・みかん、トウモロコシ等の収穫、芋まり等の体験を主催する団体へ、設備の貸与等の支援を実施
- ・学校給食への市産品の提供、直販活動の推進、団体の育成、直販所等の建設推進、加工品開発の支援を実施
- ・レンゲ等景観形成作物の植え付け、昆虫類の保護等多面的機能を増進する活動に中山間地域等直接支払事業により室生、辻原等11協定集落へ交付

(2) 里地里山の保全・再生への体制づくり

- ・保全・再生の担い手の育成・確保を図るため、地域住民の集団化やリーダー養成の支援に努めます。
- ・地域の取組を支える行政、市民、事業者間の連携を密にし、協力、助け合いによる保全・再生の「地域力」を高める体制づくりを目指します。

実施に向けて検討中

(3) 普及啓発・情報発信の推進

- ・里地里山の価値を十分認識し、身近な自然とのふれあいの場として活用していくための仕組みづくりを図っています。
- ・身近な自然を守り育てることの大切さについて、環境学習を行っています。

- ・ネイチャーウォーキングスクール等21回開催
- ・鶴崎環境フォーラムにて、講演を実施
- ・別保小学校の児童と乙津川河川敷にてハマナデシコを移植
- ・高田小学校4年生を対象に、野鳥観察、ゴムボート体験を実施
- ・緑のまちづくり出張教室、緑の教室の開催

第4節

推進ネットワーク構築プロジェクト

- (1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化
- (2) 戦略プロジェクトの推進
- (3) 人材の育成・発掘・活用



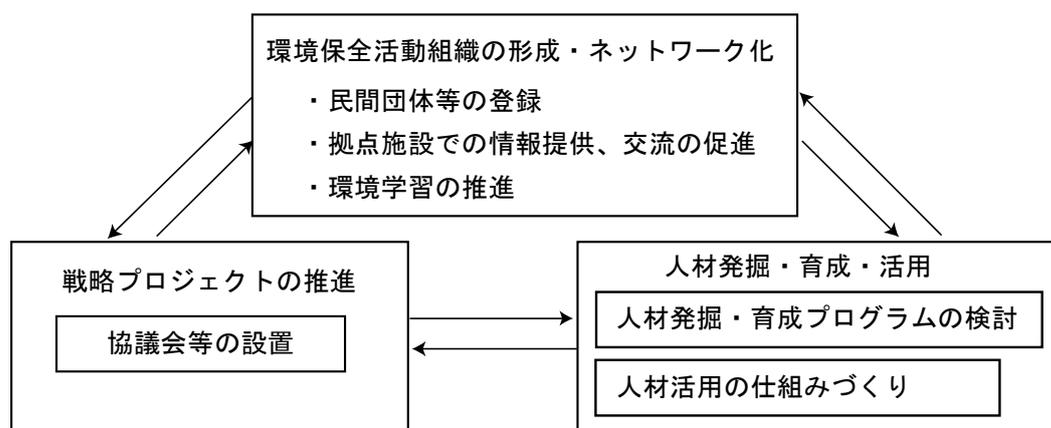
第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト

－市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて－

戦略プロジェクトとして第1節から3節で掲げた内容を効果的に推進していくためには、市、市民、事業者及び民間団体による協働体制が不可欠です。また、市内には各種民間団体が地域性、ネットワークまた専門性を活かし、独自の活動を展開しており、これらの団体の地域における役割は年々、大きくなっています。そのため、これら各主体が同じ目標に向かって活動を行っていくうえでの体制づくりを進めています。

また、複雑多様化する環境問題に効果的に対処していくためには、市民・事業者一人ひとりの環境に関するより高い知識や実践力が求められていることから、人材の発掘・育成をに推進していきます。

推進ネットワーク構築プロジェクトの基本的構造



(1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化

- ・環境保全活動団体等の登録を行います。
- ・拠点施設での情報提供や交流の促進を行っています。
- ・環境学習を行っています。

(2) 戦略プロジェクトの推進

- ・各プロジェクトについては、推進のための協議会等の設置を行います。登録された環境保全活動団体の情報などにより、より実践力のある組織を検討します。

(3) 人材の育成・発掘・活用

- ・人材育成のための研修会等を行っています。
- ・資格制度の導入等の検討を行います。
- ・人材の活用の仕組みづくりの検討を行います。

実施状況

- ・平成24年3月から、「大分市環境保全活動団体登録制度」を開始(平成24年3月末日現在:14団体登録)
- ・平成24年2月から、大分市ホームページに、環境イベント情報や募集情報等を掲載
- ・9月25日 第3期「おおいた市民環境大学」開講記念講演の実施

- ・地球温暖化対策おおいた市民会議を年3回開催
- ・ごみ・減量リサイクル推進対策協議会を年1回開催

- ・「第3期おおいた市民環境大学」を開設し、年7回の講座を実施
- ・講座を5回以上受講した方(修了者)39名に対し修了証書を授与
- ・修了者で構成された「おおいた市民環境大学OB会」の勉強会開催の支援を実施